

令和2年第1回永平寺町議会定例会議事日程

(9日目)

令和2年3月4日(木)

午前 9時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第 1号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第 2号 令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第 3号 令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 第 4 議案第 4号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について
- 第 5 議案第 5号 令和元年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について
- 第 6 議案第 15号 永平寺町防犯隊設置条例を廃止する条例の制定について
- 第 7 議案第 16号 永平寺町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部改正について
- 第 8 議案第 17号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 18号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 10 議案第 19号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 11 議案第 20号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 12 議案第 21号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 13 議案第 6号 令和2年度永平寺町一般会計予算について
- 第 14 議案第 7号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 15 議案第 8号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について

- 第16 議案第 9号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計予算について  
第17 議案第10号 令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について  
第18 議案第11号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計予算について  
第19 議案第12号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について  
第20 議案第13号 令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について  
第21 議案第14号 令和2年度永平寺町上水道事業会計予算について

2 会議に付した事件  
議事日程のとおり

3 出席議員（14名）

- 1番 松川正樹君  
2番 上田誠君  
3番 中村勘太郎君  
4番 金元直栄君  
5番 滝波登喜男君  
6番 齋藤則男君  
7番 奥野正司君  
8番 伊藤博夫君  
9番 長岡千恵子君  
10番 川崎直文君  
11番 酒井和美君  
12番 酒井秀和君  
13番 朝井征一郎君  
14番 江守勲君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町長 河合永充君

副	町	長	山	口	真	君
教	育	長	室	秀	典	君
消	防	長	朝	日	光	彦
総	務	課	長	平	林	竜
財	政	課	長	川	上	昇
総	合	政	策	課	参	事
会	計	課	長	酒	井	宏
税	務	課	長	清	水	昭
住	民	生	活	課	長	佐
福	祉	保	健	課	長	木
子	育	て	支	援	課	長
農	林	課	長	野	崎	俊
商	工	観	光	課	長	森
建	設	課	長	家	根	孝
上	下	水	道	課	長	原
上	志	比	支	所	長	山
学	校	教	育	課	長	多
生	涯	学	習	課	長	清

## 6 会議のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	坂	下	和	夫	君
書					記	坂	ノ	上	恵	美
書					記	竹	内	啓	二	君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前 9時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（江守 勲君） 各議員におかれましては、お忙しいところご参集いただき、ここに9日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防のため、3月2日より議場に入場する議員、理事者及び傍聴者を含め、全ての方に手洗いまたは消毒、検温及びマスク着用としましたので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議事件の説明者として町長、副町長、教育長並びに各課長の出席を求めてあります。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくご協力お願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第1号 令和元年度永平寺町一般会計補正予算について～

～日程第2 議案第2号 令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について

～日程第3 議案第3号 令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算について

～日程第4 議案第4号 令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算について

～日程第5 議案第5号 令和元年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算について～

○議長（江守 勲君） 日程第1、議案第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから日程第5、議案第5号、令和元年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についてまでを一括議題とします。

議案の審議につきましては、第1審議、第2審議、第3審議の順にて審議を行いたいと思います。

採決は、議案第1号から議案第5号までの5件について1件ごとに行います。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますようよろしくお願いいたします。

これより第1審議を行います。

理事者から令和元年度3月補正予算説明書をいただいておりますので、それに基づいて十分なるご審議をいただきますようお願いします。

最初に、財政課より補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（川上昇司君） それでは、議案第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第5号、令和元年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についてまで一括して提案理由の補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書をお願いいたします。

議案書の13ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,210万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億8,498万8,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、14ページから16ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

第2条の翌年度へ繰り越して行う事業につきましては、17ページの第2表繰越明許費のとおりでございまして、款2総務費のプレミアム付商品券事業から款10教育費の松岡幼稚園擁壁対策事業まで12事業3億1,280万4,000円を令和2年度へ繰越しするものでございます。

第3条のとおり、地方債の補正につきましては、18ページの第3表地方債補正のとおりでございます。

それでは、歳出の主なものといたしましては、国の補正予算対応による事業の前倒しとしまして、社会資本交付金事業の増額や国民健康保険特別会計在宅訪問診療所特別会計など特別会計への繰出金の増額補正をする一方で、福井坂井地区広域圏負担金の額の確定に伴う不用額や給付対象者の減による扶助費など減額補正をお願いするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、普通交付税の額の確定により1億9,000万円の増額、先ほど申し上げましたように、各事業の執行状況による事業の確定等による国県支出金の増額及び減額、財政調整基金繰入金、臨時財政対策債等

の減額補正をお願いするものでございます。

詳細な事項につきまして、この後、各担当課より順次ご説明申し上げます。

続きまして、議案第2号、永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

議案書の32ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,027万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億2,954万3,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、33ページから34ページの第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

歳出のものとしたしましては、財政調整基金への積立金2,000万円でございます。

令和元年度会計収支が黒字と見込まれるため、次年度以降への備えとして余剰金見込額の積立て及び財源組替えをお願いするものでございます。

次に、議案第3号、永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書42ページをお願いいたします。

第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ391万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,968万9,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、43ページから44ページの第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

主なものとしたしましては、保険料収入の増加分等を広域連合に納付するため計上するものでございます。

次に、議案第4号、永平寺町介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の51ページをお願いいたします。

第1条とおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,537万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億7,706万1,000円とお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、52ページから53ページの第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

主なものとしたしましては、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等においてサービスの利用料及び対象者の増による増額分を計上するものでございます。

次に、議案第5号、永平寺町立訪問診療所特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

議案書の66ページをお願いいたします。

第1条のとおりお願いするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、67ページの第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

主なものとしたしましては、診療報酬等の減額及び一般会計繰入金等の増額分を計上し、財源組替えをお願いするものでございます。

以上、議案第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてから議案第5号、令和元年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についてまで提案理由の補足説明とさせていただきます。

詳細な事項につきましては、この後、各担当課より順次ご説明申し上げます。よろしくご審議いただきご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） それでは、令和元年度3月補正予算説明書に基づいて、課ごとに補足説明を求めます。

まず初めに、令和元年度、3月補正予算説明書の一般会計に係る財政課関係、5ページの補足説明を求めます。

○財政課長（川上昇司君） それでは、財政課関係の説明をさせていただきます。

予算説明書5ページ左側をお願いいたします。

基金積立金につきましては、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、前年度剰余金の2分の1を下回らない額を基金に積み立てるもので、今回、7,600万円をお願いするものでございます。

次に、歳入の主なものについてご説明いたします。

戻りまして、3ページをお願いいたします。

上段の財政課関係で地方交付税につきましては、普通交付税の額が確定したこ

とから1億9,000万円を増額補正しております。

続きまして、財政調整基金繰入金につきましては、今回、3月補正の全体の財源としてここで調整をさせていただき、6,686万5,000円を減額しております。

町債では、臨時財政対策債の借入限度額が確定しましたことから1,400万円の減額、また工事費等の増額に伴い、その財源に合併特例債を2,800万円の増額、また国の補正対策に伴う公共事業債1,200万円を新たに財源として増額補正させていただいております。

以上、財政課関係の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） なければ次に、一般会計に係る総合政策課関係、5ページから6ページの補足説明を求めます。

総合政策課、長田参事。

○総合政策課参事（永田敦夫君） それでは、総合政策課関係についてご説明いたします。

予算説明書5ページ、右側のプレミアム付商品券事業につきましては、補正額647万円の減額につきましては、プレミアム付商品券の換金実績に伴う減額でございます。

今回のプレミアム商品券の対象者につきましては、非課税者及び子育て世代ということでございますが、プレミアム付商品券の発行数につきましては、非課税者につきましては922名、子育て世代につきましては407名の合計1,329名でございました。

プレミアム付商品券につきましては今月末まで利用できますが、1月末現在の利用状況をお伝えしますと、商品券発行額は2,585万5,000円、そのうち、各店舗における商品券換金につきましては1,610万5,500円となっております。

プレミアム付商品券の取扱い店舗につきましては町内99店舗に上っております。小売店や飲食店に加えまして美容室や診療所、介護事業者などへ幅広く利用できるようにするため、購入した方につきましては消費税増税による影響の緩和、また町



内における消費の喚起に効果があったのではないかというふうに考えているところでございます。

続きまして、6ページ、左の情報推進事務諸経費、補正額1,052万円の減額につきましては、福井坂井地区広域市町村圏事務組合負担金の減額及びケーブルテレビ自主放送番組関連の減額によるものでございます。

内訳といたしましては、ケーブルテレビの行政チャンネル自主放送創出設備等使用料におきまして自主放送設備の更新後の運用につきまして福井テレビと協議した結果、放送設備更新後の1年間は試験的な運用期間として放送設備を運用することになりまして、その行政チャンネルの自主放送設備使用料を507万5,000円減額するものでございます。

また、福井坂井地区広域市町村圏事務組合の事務負担金及び電算共同利用負担金におきましては、職員給与や手当等の事務費関係で118万7,000円の減額、またシステム改宗関連経費の生産に伴う減額で408万7,000円の減額、合計、町の負担金として527万4,000円を減額するものでございます。

以上、総合政策課関係の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ちょっと質問させていただきます。

まず、プレミアム付商品券の換金の件ですが、これは大体皆さんやると思うのですが、その辺りの相乗効果あったと思っているということですが、その精算見込みで減額になったということはどういう点を考えていらっしゃる、その1点をお聞かせいただきたい。

それから、次の行政チャンネルの自主放送の507万、更新後ということは、まず機器が多分全て更新しているだけではないと思いますよね。また来年度もいろんな形でそういう更新が例えば機器によって違う年代があると思いますが、そうすると毎年これが500万になるんか200万になるんか知りませんが、出てくるかということと、来年度の機器終了はこれが減額になる分がまた多くなってきますから、その生産でやるということで、会計上はもしもまた来年度がそういう更新があればここが出てくると、そういう判断をすればよろしいわけですか。

○議長（江守 勲君） 総合政策課、永田参事。

○総合政策課参事（永田敦夫君） プレミアム付商品券でございますが、この減額は

非課税者の方につきましてはプレミアム付商品券を購入するために必要な引換券、それを入手するために申請の手続きが必要になってくるということがございまして、実際、非課税者の方への発行数というのは全体の大体4割ぐらいとなっておりまして、その分の減額ということで、今回、600万ほどの減額という形になります。

あと、自主放送番組の設備につきましては、更新につきましてはそれぞれその更新期間というものが当然定まっているわけございまして、今回の設備更新につきましては、今回は1年間、福井ケーブルテレビとの協議で試験的な運用ということで要らないということですが、おっしゃるとおり、令和2年度からその分の使用料のほうはちょっと発生するという形になってきます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） ケーブルテレビの更新につきましては、その機材は放送については今町がやっております。この行政チャンネルのところの機材につきましては、やはりリースとか更新とか、こういったものがかかってきて、大体行政チャンネルを維持していくのに年間3,000万円ぐらいはやっぱりこれからずっとかかってくるかな。

ただ、町がケーブルテレビの事務局の組合を持っていたときよりは大幅に町のランニングコストというのは落ちておりますので、住民の方への情報発信ということでそういったランニングコストというのはこれからもかかってまいります。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ありがとうございます。

今町長が追補をしていただき、ありがとうございます。

今聞こうと思ったのは、来年度から大体どれぐらいのランニングコストがあるんかというのをちょっと聞く。次の予算を見れば大体分かってくるのですが、それが変動するんかということもちょっと聞きたかったので確認しました。

それから、プレミアム商品券ですが、やはり当初配付のときに懸念したように、低所得者のところについてはなかなか還元率、要は申込みが少ないという話も出てきました。実際にやってみると4割程度ということなので、これは国の施策でやり方が統一されているんかとも思いますが、やはりどちらかというところの方々が9割以上というんか、100%近く還元というんか、そういうふうにしたほうが最終的にはいい方向に働くのではないかと思いますので、今後、こういう

ことがもしもあるのであれば、やはり上のほうというんか、そういうふうな還元率はこんだけだったんだよ。だから、もっとそれを充実するにはもっとやり方を変えてほしいというのをぜひ進言いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） プレミアム商品券ですけど、本来恩恵を受けるべき人たちの6割が来なかったということになると、そこはどう総括するのか。そうですね、4割ぐらいしか換金してないということですね。6割が換金しなかったということはどういうことなのかということをやっぱりきちっと総括をお願いしたい。

例えば低所得者の場合、一定金額まで商品券購入できるということですが、元金の準備がやっぱり問題にあるということは前から言われていましたし、例えば町独自のやり方として僕は分らんですが、例えば買い物するときに2割引になりますって2割引券を発行するとかということもあり得るのですね。それはできるんか。そういう実効あるものにしないと。結局はある一定、金の余裕ある者しか利用してないじゃないですか。

消費税の増税というのは低所得者ほど負担が大きいわけですから、そこをどうお考えになっているか。やっぱり行政も、今上田議員も言っていましたけど、やり方おかしくないかということを引きちっと言っていかないと、本当に大変やと思いますね。

消費税は簡単に全国一律で上げてまうということになっても、消費税上がっても買い物行って品物がないという事態も生まれていますけど、それは別として、本当に十分行政としては下のほうからの声を、実態をやっぱり上に上げてほしいと思っています。

6ページの、やっぱりこれも上田議員と同じですが、ケーブルテレビの自主放送の問題ですが、心配なのは1年間試行期間で、単純に言えば値引きしますよと。これが単なる値引きなのか。もう一点心配なのは、償却なんかあるわけですから、その部分は後に加算されてくるんかという問題があるのと、どう言ったらいいのですかね。何かほかにこういうやり方で単純に試行期間というだけではなしに、何かあるのか。業者としての考えが。その辺がちょっと、最初っからこれだけですよという金額を示してもらうのが、例えば10年間なら10年で機器の償却になるとしますよね。その部分だけで何億かの機械か何千万かの機械を10年間で

償却する。それは1年間おまけしますよという、総額でおまけしますよということになるのか、それとも後送りされるのか。行政というのはやっぱり特殊で、債務負担行為の問題もありますけど、やっぱり平均にしてほしいというのがあると思いますね。財政負担のいろんな考えから言って。そこがどうなるんかというのがあんまり分からない。

これは1年間だけゼロ円値引きと同じですよ、ある意味。ゼロ円値引きになっているかどうか分からない。でも、そういうことに捉えられてしまうと問題ではないか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） プレミアム商品券につきましては、今回は非課税世帯と子育て世帯を対象に行っておりまして、4割、これ、実は永平寺だけではなしに、近隣も大体これぐらいの数字ということで、国のほうもやっぱりしっかりこれは検証してもらって、これからのいろいろな経済対策、そういったのに活かしていただきたいなというのも私も同じ思いですので。ただ、こういうふうにいるいろいろ伝えるとき、そういったお話があるときにはしっかりこの現状というものの話をさせていただきたいなと思います。

また、今回、行政チャンネルの部分を町が直営という形になってやっております。今回、減額になったのは、やはり政策課の職員しっかり交渉事を行って、町に有利になるような交渉をしていただいた結果かなと思います。ただ、この事業についても契約、機材が向こうも更新するときにやっぱりそれを使わせてもらわなければいけないとか、いろいろある中で、その辺はもうしっかりと永平寺町の損がないように。

ただ、それは向こうのサービスもしっかりした機材も借りることになりますので、そこはしっかりお願いすることはお願いする、そういったふうに今やっております。今回、しっかり交渉していることによって減額になったというのもご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 総合政策課、永田参事。

○総合政策課参事（永田敦夫君） プレミアム商品券につきましては、今ほど町長からご説明ございましたように、全国的、また県内においても換金率のほうはそう高くないという状況でございます。

当町といたしましても、こういった事業につきましては国のほうに利用効率のよいものということで県を通じて発信してもらっているところでございます。

○議長（江守 勲君）4番、金元君。

○4番（金元直栄君） プレミアム商品券については、ある意味心配しているとおりになったということですよ。予想どおり。僕はそう思います。そこは町長も本当に実効あるものによって言われたのですが、現実的にはほやけど本当にこれまで町独自でいろいろ取り組んできたノウハウなんかがあるのでないか。

前、プレミアム商品券出したときは、それは消費拡大という経済対策ということでしたけど、一部のところで金どんと使った人たちもいるという状況がありました。実態としてこういうことが起こるのでないかというとおりになったという意味では、やっぱりそこにどう視点当てるかということは本当に実行する側の問題としてぜひ考えてほしいということを示してほしいのと、これ、利用しなかった人たちがいるのです。若干は繰越ししてはいますが、利用しなかった人たちがいるっていうことになる、それに対してある意味、どうするのか、どう対応するのかということも具体的に考えてほしいと思います。要するに新たな展開を、金余らして返納してまうというのは、僕はおかしい話やと思う。ある意味、もらえる権利ですから。そうやって支給すると言ったのですから。もらえる権利ですから、そこはきちっと末端まで行使できるように、これはぜひこういう機会に言ってほしい。僕は、そこは大事なところでないかなと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、ケーブルテレビの問題、交渉してすごく有利な交渉されたっていうことは、そう言えばそうなるかなと僕は思います、率直に。でも、ケーブルテレビではいろんなやつを先送りして町の財政負担を減らす、粉飾したという事例がありますからね、やっぱりちょっと不安になる。見えないですね、そこは。それは業者さん、福井ケーブルテレビのやることですから、それは業者さんの中でやるのでしょけれど、結果的に町の負担は1年間値引きされることでどうなるんかということ、本当は債務負担行為の問題があると最終的に総額幾らかというのは出てくるのです。そこがやっぱりこういうときには説明責任が行政のほうにあるのでないかと。

単純に値引きだけで終わっていった、それはありがたい話です。でも、値引きというのはその後何かついてこないかということも含めていろいろ考えてほしいなと思う。

そこは、僕はケーブルテレビの議員でもいましたから、その辺やっぱりきちっと確認したい、議員としては。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、プレミアム商品券については、町のほうも対象の方にこういうのありますよというのをどんどんお知らせをしておりました。なかなかやはり権利のある方にはお知らせをしていたんですが、権利を放棄された方もいらっしゃるということで、40%、ちょっとそれ僕も寂しいなとは思いますが。ただ、町としましても使ってほしいなという気持ちはありまして、対象の方、本当にお知らせをしてみたいなと思っていました。

もう一つ、ケーブルテレビにつきましては、昔組合でやっていた中でというのありましたが、今はもう行政の永平寺町としての予算の中で執行しております。今ほどいろいろなやり方、また見えやすいようにしていく。これはまたしっかりと努力といたしますか、していかなければいけないなと思いますので、またいろいろなご指摘等いただければ改善をしていくところはしっかりしていきますし、私たちが先に分かりやすいように取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（江守 勲君） 総合政策課、永田参事。

○総合政策課参事（永田敦夫君） 今ほどのプレミアム商品券の周知につきましては、具体的には非課税者の方に2回通知を出しているところです。また、広報紙につきましても8月号、9月号、11月号、そして3月号ですね。あとはホームページによる発信ということで、いろんな形で情報のほうの発信については努めてきたというところでございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 町からいろんな案内が来ているというのがうちのおふくろのところなんか来ていましたから、それはそれで町の努力を認めないということではない。でも、制度そのものがちょっとおかしくないか、やり方が。制度はいいです。

消費税引上げというのが一番悪いのですが、それをしないのならいいんですが、そこは十分行政も考えて、もしあれでしたら今対象にならなかった人たちにどうするかということも含めて、本当は示してほしいということだけ言っておきます。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） すいません。

今ほど永田参事の発言の中、初めの説明で、金額が減額1,052万と説明し

たと思うのですが、実際は1,034万9,000円の減でございましたので、訂正させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（江守 勲君） よろしいでしょうか。

なければ次に、住民生活課関係の一般会計6ページから8ページ、国民健康保険事業20ページから23ページ、後期高齢者医療特別会計24ページから25ページの各補正予算に係る補足説明を求めます。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） それでは初めに、一般会計補正予算の説明をさせていただきます。

説明書6ページをお願いいたします。

右側、国保会計繰出金につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定に伴う基盤安定繰出金591万5,000円の増及び財政安定化支援事業の額の確定に伴う5万2,000円の増、並びに広域圏負担金の額の確定に伴う事務費繰出金3万5,000円の減をお願いするものでございます。

なお、基盤安定事業につきましては軽減分の負担割合は県が4分の3、支援分につきましては国が2分の1、県が4分の1ということで、それぞれ歳入のほうに計上しております。

7ページをお願いいたします。

左側、後期高齢者広域連合事業341万2,000円につきましては、広域連合より提示のあった療養給付費の令和元年度不足見込額をお願いするものでございます。

右側、後期高齢者医療特別会計繰出金460万3,000円の減につきましては、保険基盤安定負担金の額の確定に伴うものでございます。

なお、保険基盤安定事業への負担割合につきましては県が4分の3ということで歳入のほうに計上しております。

8ページをお願いいたします。

左側、福井坂井広域市町村圏事務組合負担金422万2,000円の減につきましては、広域圏負担金の額の確定に伴うものでございます。

以上、一般会計の補正予算の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号、令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

左側、一般管理費、広域圏電算業務負担金27万円の増は、システム改修に伴

う広域圏電算業務負担金の増をお願いするものでございます。

なお、この3分の2相当額17万9,000円を歳入に計上いたしました。

また、既決予算で改修経費として12万6,000円が10割国庫補助の対象となったため、歳入のほうに計上いたしました。

右側、一般保険者医療給付費分は保険基盤安定制度の額の確定に伴い財源組替えを行うものでございます。

22ページをお願いいたします。

左側、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び右側、介護納付金分につきましても保険基盤安定制度の額の確定に伴い財源組替えを行うものでございます。

23ページをお願いいたします。

右側、財政調整基金積立金2,000万円につきましては、国保会計の財政基盤強化のため、令和元年度黒字見込相当額の積立をお願いするものでございます。

以上、国民健康保険事業特別会計の補足説明とさせていただきます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

予算説明書25ページをお願いいたします。

左側、後期高齢者医療広域連合納付金391万4,000円につきましては、保険料の増収見込額及び保険基盤安定繰出金の減額分をお願いするものでございます。

なお、財源につきましては保険料の増収見込み額と保険基盤安定繰入金の減額分を充てることといたします。

以上、後期高齢者医療特別会計の補足説明とさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより一般会計6ページから8ページの質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

ないようですから次に、国民健康保険事業20ページから23ページの質疑を許可いたします。

2番、上田君。

（「休憩して」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 暫時休憩します。

（午前 9時40分 休憩）



---

(午前10時03分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、福祉保健課関係の一般会計、8ページから11ページの補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、福祉保健課関係、一般会計の説明を申し上げます。

まず、議案書の17ページお願いします。

繰越明許費からご説明申し上げます。

表の3行目、介護施設等整備事業7,620万円について繰越しをお願いするものです。

介護保険施設の整備に向けてグループホームと小規模多機能の2事業所の整備を行います。選定した事業者が整備を進めておりましたが、設計建築事業者との調整に時間を要し、建築着工が遅れたものでございます。繰越しをお願いいたします。

それでは、補正予算の説明書8ページ右側をお願いいたします。

障害者自立支援事業の2,458万6,000円の減額につきましては、重度訪問介護自立訓練の利用者に減が生じました。これに伴い給付費を減額するものです。

歳入におきましても、交付金、国、県の負担金、これをそれぞれ1,500万円、750万円減額しております。

また、平成30年度事業の精算によりまして自立支援給付費国庫付近の返還374万8,000円及び障害者医療費国庫負担金の返還、155万1,000円など、合わせて541万4,000円を返還する必要があるため、予算化しております。

次に、9ページ左側をお願いいたします。

障害児支援事業470万1,000円の増額につきましては、放課後等デイサービスの利用者増加に伴い扶助費184万2,000円を増額し、平成30年度事業費の精算により障害児給付費国庫負担金の返還285万9,000円を予算化するものです。

右側の介護保険会計繰出金1,680万4,000円の増額は、介護給付費の増

額補正に伴い、左側の障害児支援事業の36万6,000円の増額につきましても29年度事業の精算により返還額が生じたため、予算化するものでございます。

10ページ右側をお願いします。

町立在宅訪問診療所繰出金3,149万9,000円の増額につきましては、診療所特別会計の歳入補正に伴い町負担分を増額補正するものです。

11ページ左側をお願いします。

予防接種事業500万円の減額につきましては、今年度、風疹対策の抗体検査の対象区分が縮小されました。年齢が10歳、幅が狭まったということで、対象者が減となりました。これに伴うものでございます。

令和3年度までの3年間は継続して無料で受信できることから、引き続き勧奨していきたいと思っております。

一般会計につきましては以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 10ページ、在宅福祉事業で高齢者福祉の充実で、いわゆる特定財源が減らされていますよね、400万。これはどういう理由ですか。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 消費税関係の社会福祉費の補助が減ったものですから、これを組替えさせていただきました。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 率直に消費税の消費譲与税で地方に振り分ける分が増えたからここまで減ったという見方でいいのか、それとも高齢者福祉の充実で特に地域包括ケアシステムの推進ということが施策の方針のところに説明で書いてあるんですから、今は非常に大事なとき、国も重点的に力を入れているときに減られるのはどうしてかなということでもちょっと質問したのですが。そういうのは関係なしに単純に減らされたのですかね、重点施策に。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○4番（金元直栄君） 歳入のページですけど、ここの3ページのほうで、先ほども申しあげましたように、地方消費税交付金で社会保障財源交付金というものがありまして、今回、これが減額されておりましたので、当初の充当先のものを減額させていただいて、一般財源を充てさせていただいたというご理解でお願いした

いと思います。

○議長（江守 勲君） よろしいですか。

ほかありませんか。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 11ページお願いします。

予防接種の風疹のところ、ある一定、報道なんかであったのですが、今、10歳繰り下がったで人数減ったというふうになってはいますが、繰り下がったための人数と、それから実際、対象者に対しての接種率がどうなっているのかということをお願いしたいと思います。

一応令和3年までということでもまだ来年度も続く形になると思うのですが、そこらあたりの風疹の接種率というのですか、そういうようなところが状況的にどうなのか。もしもそれが再通知と言うとおかしいけど、PR不足であれば、そのPRもやっぱり必要かと思うので、また対象者にどのようなアプローチするのもあるので、そこら辺りをもしも年度末ですのでちょっとご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 対象者につきましては、当初、昭和37年から昭和54年生まれまでの男性の方を対象としておりましたが、今年度につきましては昭和47年から昭和54年までということになりました。今年度の対象はそういったことで、来年度以降、昭和37年以降の方も当然対象になります。対象者としましては、2,028名を見込んでおりましたが、実際、857名ぐらいに減るということになります。

それから、受診率でございますが、現在、抗体検査は45%、予防接種実施者が37%ということで、思ったより低い状況にあります。健診のときに勧奨はしておりますけれども、思ったほど残念ながら響かないということになっています。

ただ、今回、例を挙げて申し訳ないですけど、コロナの感染症対策ということで大分感染症に対する意識は皆さん高まったかなということで、この機会にも併せて周知を図りたいということを考えております。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ぜひお願いします。

そういう形でいろんな住民の方々が感染症も含めてそういう意識に立ってもらえれば、インフルエンザも含めていろんな形でそういう部分で、それが行く行く

はうちの国保も含めてのいろんな財源のほうの低減にもなっていくと思いますので、ぜひそこらあたりをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、子育て支援課関係、11ページから13ページの補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（吉川貞夫君） それでは、よろしくお願ひします。

予算説明書12ページをお願ひします。

左側、児童手当支給事業におきまして扶助費126万4,000円の増額補正をお願ひするものです。転入者等の増加により不足が生じるため、お願ひするものです。

右側、保育園運営諸経費におきまして負担金補助及び交付金で広域入所負担金62万1,000円の増額補正をお願ひするものです。

広域入所でございますが、6人の児童の広域入所としての負担金の不足額の補正でございます。広域入所の理由としましては、年度途中で永平寺町に転入した児童が年度末まで在園していた児童で保育を受けたということが主な理由でございます。

特定財源におきまして広域入所負担金298万8,000円ございますが、この負担金につきましては広域入所として永平寺町に受け入れた10名の負担金、その市町からの負担金でございます。その下の子どものための教育保育給付費国庫負担金及びその下の県負担金につきましては、永平寺町から他の市町の民間保育園、民間の認定こども園等に入所していた分の国、県の負担金をここで計上しております。

13ページをお願ひします。

左側、放課後児童クラブ運営諸経費ですが、償還金利子及び割引料として66万9,000円の補正をお願ひするものです。平成30年度の国の子ども・子育て交付金の額が確定したことにより返還金が生じたものでございます。

右側でございますが、幼稚園運営諸経費、財源組替えでございますが、特定財源の国、県の子育てのための施設利用給付費につきましては永平寺町の児童が福井市の3園の幼稚園に入園している関係の国と県の無償化に対する負担金として歳入を計上しております。

以上、子育て支援課の説明にさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

なければ次に、農林課関係、14ページから16ページの補足説明を求めます。

農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） それでは、農林課、よろしく願いいたします。

予算説明書14ページ左側をお願いいたします。

まず、農業委員会事務諸経費、補正額170万5,000円でございます。これは農業委員会の上乗せ報酬でございますが、現在ですが、活動実績に応じた報酬180万計上してございますが、実は上乗せ報酬には成果実績に応じた報酬というのがございまして、これは何かといいますと、事業実施年度の遊休農地率が1%以下の場合には国においてさらに上乗せ報酬が来るというものでございまして、本町の場合は農地面積1,010ヘクタールに対しまして遊休農地の3.3ヘクタール、率にして0.32ヘクタールということで、成果報酬分として326万5,000円が上乗せしてくるということでございます。

続きまして、右側をお願いいたします。

米需給円滑化推進事業、補正額702万1,000円の減でございます。これは町単独の転作補助金でございまして、主に小麦・そばの転作作付けの減、それから地域振興作物、特にニンニクになりますが、作付面積の減によりまして減額補正するものでございます。

次に、15ページ左側をお願いいたします。

担い手育成事業、補正額585万円の減でございます。これは多面的機能支払交付金といたしまして、これは各対象集落への農地施設の維持管理のための交付金でございます。これは国50、県25、町25という負担になっておりますが、国の予算額の配分調整によりまして交付額が減額されたためにその分を減額するものでございます。

続きまして、右側をお願いいたします。

農地中間管理事業、補正額190万3,000円の減でございます。これは機構集積協力金といたしまして、農地中間管理機構を通して貸手と受け手をつないで要件に合致した場合に貸手に対しまして協力金を支払うわけでございますが、当初の見込みよりその集積がなかなか進まなかったということから減額補正するものでございます。

次、16ページ左側をお願いいたします。

県単土地改良事業、補正額552万円の減でございます。これは本来、本町分として県の予算額が1,000万来るわけなのですが、今回、緊急的に松岡吉野土地改良区の揚水機場のポンプが壊れまして、こちらのほうに500万円移行したということから減額補正するものでございます。

右側をお願いいたします。

中山間地域総合整備事業、補正額715万5,000円でございます。これも県営の事業でございまして、国が55、県30、町が15ということになってございますが、県営の工事分が当初は3億8,230万でございましたが、元年度分の事業費が4億3,000万と増額になったことによりまして、その15%を増額補正するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 14ページの左側、いわゆる「遊休農地1%以下の農業委員会」についてある。やり方としてはどうかなって率直に思いますね。本当に何か成果に応じて金やるわというやり方についてはどうかなと思うのですが。

僕、家で実際仕事しているときに、首から名前を下げた若い調査員が、たしか北陸農政局からですが来ていて、林縁部、山の近くの農地なんかを歩いて調査しているというのに実際出くわしました。そういうことがあるよ。調査のことでなしに、そういう実績加算があるよという話をちらっと聞いていたので、現実的にそういう調査に来ているというのを見て、やっぱり厳しいところがあるんかなってという思いをしたのですが、その辺は何か聞いていたのですか。実際に調査に行きますよというようなこと。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） 調査のことは聞いてございませんが、実際上乗せ報酬、成果実績に応じた報酬は県内では4市町が受給しているということでございます。

本町としましても30年度においては途中から新農業委員会の体制になったということから31年度からやはり皆さんが農地パトロールとか、農業の指導とか一生懸命回ってもらっている成果でございますので、もらわない理由はないとい

うことから今回上げさせてもらいました。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） すいません。同じところで、今金元さんが聞いていただいたのである程度ちょっと分かってきたのですが、このところの補正額の報酬見込額が350万になりますが、これは先ほどの成果分のプラス分ですと。当初予算額が180万だったということで、その違いというのはどれくらいかな。その報酬は当然予算どおりこうやっているのですが、実際、この上乗せ分が入ってきたのでその分が引かれてうちの財政は助かったねという見方でいいんやね。

そうじゃなくて、当初予算は180万、これ、当初予算の180万というのは農業委員の報酬の180万でしょう。となると、頑張ったで県からお金を来たという形ですが、その見方考え方は大変失礼ですけれども、だったらその百何某が来たのだからうちはそれに当てれば会計が大変よくなったねという発想でいいのか、その農業委員に対して上乗せで上げるということなのか、そこらあたりがちょっと、僕は考え方によって報酬費は同じねと、そういうことですか。

僕はひょっとしたら予算額とあれが大分違うからうちが助かったねという形にするのかなと思ったのですが、そこらあたりちょっと説明。

○議長（江守 勲君） 農園課長。

○農林課長（野崎俊也君） これはあくまでも上乗せ報酬でございまして、先ほど言いましたとおり、活動実績に応じた報酬と成果実績に応じた報酬というのはございまして、今回の補正は成果実績に応じた報酬でございまして、326万5,000円。

その場合、活動実績に応じた報酬というのは、これ1日当たり6,000円の25名分。毎月活動したということで180万計上してございますが、実際、農業委員さんに活動してもらっています。ただ、1日6,000円なので、ほとんど半日ですね。大体3,000円ぐらいで支給しているわけですが、それでも延べ80日の活動はしてもらっています。

これも10割補助ということでございますので、一応満額は見させていただいているのですが、今後、実績に応じた予算もちょっと考えていかなあかんかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 今ほど課長答弁で大体分かってきたのですが、例えば今の実績報酬が大体見込額の中に入ってくるのか、そういうようなところも含めて今後ある程度報酬のことも考えてきちっと予算組むというのか、そうしていただいたほうが住民の方にも分かりやすいと思うんやね。でないとか、今金元議員言ったけど、ぽこっと思わんところが入ってきたから、ほんならそれを山分けして渡すわみたいな、変な誤解を受けると大変困るので、そこら辺りはきちっと説明をお願いしたいと思います。

それと、ちょっとこれ、私のほかの事務報告見てないかもしれないのですが、16ページの中山間の整備事業分の町分担というのが伸びたということですが、これは当初からある程度こういう伸びが出てくるというのは分かっていたのか、新たに現場が増えてそこが増額になってきたのか、そこら辺りちょっと確認したいと思います。ただ単に見ていたのが急に何か思わぬあれがあってどんと増えて15%上になったのか、新たに件名がきちっと出てきてそれ増えたのか、そこら辺りもちょっと確認したいと思います。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） この中山間総合整備事業でございますが、主に永平寺地区、上志比地区に入っている工事でございます、20本の工事がございます。それぞれ地元の説明に入って工事の打合せをしながら了解をもらって進めているという関係がございまして、当初組んだ予算よりも思ったより進んだということから金額が上がったということでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） だといいです。要は、いろんな説明の中できちっと事業を完成も含めて地元の方々が納得いくような形でその分ちょっと増額になってきたという判断でいいということですね。

ありがとうございました。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 15ページの農地中間ですけれども、見込みよりもかなり実績が低いですけど、その理由は何でしょう。

○議長（江守 勲君） 農林課長。



○農林課長（野崎俊也君） 当初予算のときにはやはり見込みで出すわけですが、大体地域を見ましてこちら辺は集積できるのではないかと。条件的にオーケーじゃないかというふうに思っていたわけですが、これが当初53ヘクタール見ましたが、実際は10ヘクタールというふうな状況でございました。

やはり農地中間管理機構を通すといろんな、例えば10年は貸付けしないとけないとか、いろんな条件がございますので、それに条件合致した分としても10ヘクタールと。ほかの部分についてはやはり機構を使わずに集積するというところもあるのですが、この農地中間管理機構のこの協力金に対象になったのは10ヘクタールだというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ということは、これにこの協力金もらうには非常に手続がややこしいというか、条件が厳しいということですか。

○議長（江守 勲君） 農林課長。

○農林課長（野崎俊也君） いろんな条件がございます。今言ったように、10年以上貸付けをしなくちゃいけないとか、あと新規でなければならないとか、31年度でございますから。逆にこれメリットもあるのですね。固定資産税が安くなるとか、いろんな条件があるわけですが、その条件に見合うような人については、じゃ、農地中間管理機構を利用しますということで受けているわけです。

さっきも言いましたように、当初53ヘクタール見ていたのですが、うちの見立てでこれくらいできるというふうに予算を超えるわけにいかないのでもちよっと多めには見てはおりますが、実際はその条件に合致してなかったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

なければ次に、建設課関係、17ページから19ページの補足説明を求めます。  
建設課長。

○建設課長（家根孝二君） それでは、建設課分につきまして説明させていただきます。

予算説明書の17ページ左側をお願いいたします。

住宅支援事業であります。各住宅関連の補助事業精算見込み、実績に対する減額補正でありまして、多世帯近居住宅取得の新築補助と木造住宅耐震化と改修促進事業につきましては今から申請があっても年度内の完成が見込めないことから、今回不用となります360万円を減額補正するものであります。

次に、右側の社会資本整備総合交付金事業、補正額3,050万3,000円ですが、国の令和元年度補正予算に伴いまして前倒しで来年度予定しておりましたガードレールや転落防止策の設置を行う未就学児の交通安全対策工事費188万3,000円と浄法寺橋の修繕工事費2,862万円を計上するものであります。

続いて、18ページ左側をお願いします。

河川維持管理事務諸経費であります。今年度、轟地係の浅谷川の改修工事を予定しておりましたが、河川改修は基本的には下流側から施工していきますが、この浅谷川につきましては大雨になると上流からの土砂の流出がかなりあるため、現地の状況を確認し検討した結果、来年度予定しておりました上流側を先に今年度施工いたしまして、今年度予定箇所を来年度に施工することにしました。そのため、上水道管や小河川の施設が今年度は不要になり、来年度に行うことになりましたので、今回、移設補償費負担金215万4,000円を減額するものであります。

右側の永平寺ダム維持管理諸経費であります。永平寺ダム堰堤の改良工事費2,674万円に対する本町負担分として、これは県との管理協定書に基づきまして負担割合2.3%に当たる61万6,000円を増額するものであります。

最後に19ページをお願いいたします。

急傾斜地崩壊対策事業750万円の減額補正であります。施工区間の終点側の民家の建替えに伴いまして新築する住宅が以前より縮小されたような建築されることになりましたので、家主と協議した結果、斜面崩壊により住宅に影響がない範囲で施工延長を短くしたことにより工事費が減額となりましたので、その減額分を補正するものであります。

以上、建設課分の説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

よろしいでしょうか。

ないようですから、これで議案第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についての第1審議を終わります。

次に、議案第2号、令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての第1審議を行います。

先ほど説明をいただいておりますので、質疑から入ります。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 昨年度の前、国民健康保険会計の問題で言うと、一つは国保税が福井県で1人当たりの徴収額が一番になりました。それはご存じだと思うのですが。

そのときにどうして、23ページにあるのですが、積立てになるのか。積み立てる理由についてはこれまでも説明受けて聞いているのですが、県一までして積み立てる必要があるのかということだけ、本当はそういう状況も示していただくとありがたいかなとは思いますが。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これについては何度もご説明しております。数年前、5年間一度も改定することがなく、ずっと基金または一般会計からの繰入れで国保を賅っていたことによって基金がもうご存じのとおり3万円まで減少しました。この基金幾らぐらい持っていたらいいのか。小さい特別会計ですので急に大きな病気にかかられる方、治療費がかかる場合、町の試算ではやはり6,000万円ぐらいの基金を持っていれば安定した運営ができるという、そういった試算の中で行って、2年に一度、この国保については5年間全くしなかったことの反省を踏まえて今やっております。

その結果、福井県内では高いほうになってきておりますが、今基金も今年度で4,000万円程度積めるかな。あともうちょっとで目標のその基金を積んでいけるかな。

ただ、今、基金を積める状況になっていきますので2年に一度の改定、そういったのはしっかりしていきますが、その中で上げ幅は少なくなるとか、いろいろな推計を出しながらやっていきます。

ただ、上げるにしろ、上げないにしろ、2年に一度のしっかりとした委員会といたしますか、そこはしっかり開いてやっていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

今ようやくほかの市町の会計状況とよく似た感じになってきていますので、またこれからもしっかり努力していきたいと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 実は、この保険料については県で一本化しようという話が今

出ていますよね、具体的に。それを県一本化っていつ頃かというのはあんまりよく分からないのでそこは一つの課題ではあるのですけれども、そういうときにやっぱり県一の保険料になっけていても、町民にとってどうなんかな。

医療費が県下一高いわけではないはずですよ。国保1人当たり。そのことを考えると、やっぱりそこを考えてやっていったほうがいいのでないかなと私は思っているんで、そのことについての回答があればありがたいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 県によっては一本化を始めている県もあります。また、福井県はどうしても地域によって基金をたくさん持っているところ、一般会計から繰入れで賄っているところ、いろいろな会計のやり方があって、なかなか一本化するというのは難しいのですが、数年後をめどにそういったことも取り組んでいこうとしています。やはり永平寺町として今の県のやり方ではしっかりとした特別会計にまず持っていくことが大事で、何かあったときに数年前ですとちょうどこの3月の補正で7,000万円繰入れし、そういったこともありました。

そういうのでなしに、しっかり基金を持って順序立ててしていくことが将来の国保会計の皆さんにもつながりますので、今ちょうど取組の中で未来が見えてきたというか、一番になっているというのはやはり、こんなこと言うとはあれですけど、過去改定をしてこなかったことのしわ寄せ。

そして、このしわ寄せをまた未来につなげないために2年に一度の改定をしっかりと行っておりますので、この辺もご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

住民生活課長。

○町長（河合永充君） 担当として今町長お話ししましたように、平成23年からずっと改定しなかった。そういう自治体というのは県内でない状態です。本当に深く反省はしているわけなのですけれども、この教訓を今後に残さないような形で何とか被保険者の方にもいろいろご苦勞をかけるかと思ひますけれども、国保の継続的な運営に向けて何とか今本当に光が見えてきた状況ですので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 行政としての会計に対する考えは分からんわけではないです。ただ、近くに急性期病院が幾つもあって、医療費が高騰しやすいというのは分からんわけでもないのですが、現実的には県下で1人当たりの国保の医療費がどう

なっているかということを見るとトップではない。トップになっているということを見ると、それはどう行政も支援していくかということをやっぱり考えた上でしていかなとあかんのではないかと私は思います。そのことだけ言っておきます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 審議会に私入っている一員ということもあるので発言はちょっとあれですが。

国保の今回、こういう形で2,000万円の積立てができた。それは国保会計上の中では、ある面では猶予ができたのではないか。当然、それには皆さん方の被保険者の方々のご協力があって、こういう形ができたのだらうと思っています。

ただ、ぜひともここで全般的にお願いしたいのは、その国保会計が例えば今言う被保険者の方々への負担は当然それによって運営されているのですが、その全体にかかる費用をいかに抑えるかというふうなことをやっぱりやっっていないといけないと思うので当然やっていると思いますが、ぜひとも次年度も含めてその予算軽減に係るようないろんな対応をお願いしたい。

例えば今ジェネリックをやっているとか、健康づくりのところを福祉課と一緒にやるとか、そういうようなのをぜひ住民の方々、特に被保険者の方も含めて、住民の方も含めてそれをPRいただきたい。それはぜひとも来年度も続けてお願いしたいと思うので、それをお願いし、またその点で意見があればお聞かせいただきたい。来年度に向けても含めてです。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 本当に励ましのお言葉ありがとうございます。

医療費抑制に関しましては、まず一つはジェネリック、同じ効能でありながらと言われておりますが、金額的には半分以下と。もう一点につきましては、医療費を使わないような健康な体を皆さんつくっていただく、もしくは病になったとしてもごく入り口のほうで、水際で収まって本人も体に負担がなく、また医療費的にも抑制できる、そういうふうな形の取組を保健センター等と情報交換しながら取り進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

暫時休憩いたします。

(午前10時42分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ないようですから、これで議案第2号、令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

次に、議案第3号、令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての第1審議を行います。

先ほど補足説明を受けておりますので、ただいまから質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 24ページ、歳入です。普通徴収保険料、現年分ですけど、いわゆる全体として歳入が伸びているわけですね。当初予算が4,500万、補正予算が5,300万で、1割以上伸びることになるんやね。普通徴収でこれだけ伸びるとするのはちょっとあんまり意味、理由が。予算のときに低く見ていたのか、それとも見込み違いか。

もう一つは、高齢者の数が今どんどん増えているということもあって、その伸び、ほやけどその人数の伸び以上に伸びているのではないかと僕は思ういますよ。その辺いかがですか。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 当初予算の収入見込額につきましては、永平寺町としての試算ではなくて、あくまでも全体としての広域連合の試算に基づいた形でやっております。そういった関係上、被保険者数につきましては若干増えております。

それともう一点としまして、軽減関係が変更になっております。ただ、当初予算には反映していないということで、一番下段のほうの基盤安定繰入金軽減分、この部分が改正前よりも下がったということで、実質的には当初見込んだ金額よりも400万弱増えたという形になっております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 被保険者の伸びは若干。軽減が反映されていると。普通、軽減が反映されるということになると額が下がるのではないかなって僕は思うのですが、軽減が上がったということになるのですかということと、当初のいわゆる広域

連合の見込み、やっぱりそれは甘いということですか。自治体ではほやけど、実際は試算した分をちゃんと上げるのじゃないですか。そうではないのですか。

そうでないとしたら、広域連合の基礎資料そのものが甘いということになるのですね。そこは何か改善の余地があるのか。少なくとも補正で1割違うと、これはかなりの問題ではないかなと僕は思います。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 後期高齢者医療の制度につきましては、ちょっと国保と違ったような形で歳入全てを広域連合に支払うというシステムになっています。ですから、当初で100万となっていて、100万出すのではなくて、実際に90万であれば90万を支払う、110万であれば110万。とにかく被保険者の方からいただいたものは1円残さず広域連合に納めるという、そういう形になっています。

また、軽減分に関しましては軽減部分、ちょっとやっぱり基準額が5,000円とか1万円ずつ該当する金額が上がっていますので、保険料的には若干高くなる。高くなるから軽減分の負担金が減ってくるという。分かりますか？

保険者の軽減分が減りますから全体の保険料は増える。

○4番（金元直栄君） という。

○住民生活課長（佐々木利夫君） いや、率的には変わってないです。あくまでも軽減のシステムが平成31年度まで特例措置使っていたのですけれども、31年度から本則に戻るということで、段階的に本則に持っていくということで軽減が緩やかに減ってきた。支払う保険料がなだらかに増えてきて、その部分、基盤安定の補填分が減ってくる、そういう形で理解いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第3号、令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

次に、議案第4号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、介護保険特別会計のご説明を申し上げます。

予算説明書27ページをお願いします。

左側の一般管理費は、システム改修費の国庫補助金261万8,000円があ

ったことから財源を組み替えるものです。

右側の居宅介護サービス給付費6,300万円の増額は、サービス利用の量、利用者ともに増加したことにより、給付費に不足が生じたので補正するものです。

状況としまして、居宅介護サービス費は平成30年9月サービス分から月当たり1,000件を超えた量に増えています。今年度の当初予算に反映できる時期ではありませんでした。よって、今回大きな補正になっていると思いますし、近年の降雪の少なさというのも量の増加につながっているものと考えております。

28ページをお願いします。

左側、地域密着型サービス給付費の1,850万円の増額、それから右側の施設介護サービス給付費6,000万円の増額補正につきましても、両方ともサービス利用の量、利用者ともに増加したことにより給付費に不足が生じたので補正するものです。

地域密着型サービスは令和元年5月サービス分から月当たり100件台に増えております。施設介護サービス費は平成31年1月サービス分から月当たり250件を超えた量に増加しているという状況にあります。

以降、29ページから32ページの保険給付費、それから33ページから34ページの地域支援事業費の増額補正につきましても利用の量、それから利用者の増加による補正となります。

戻っていただきまして、26ページ、歳入になります。

これら増額補正の給付費の財源としましては保険料10,00万円の予算化を初め、国庫負担金1,251万5,000円などを見込んでおりますが、国や支払い基金、それから県の負担金の年度内の満額候補が見込めないという判断をしております。よって、繰越金の全額予算化、それから介護給付費準備基金3,684万1,000円の取崩しで対応したいということを予定しております。

以上、補足説明といたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 27ページの右側の居宅介護サービス、件数は増えたということですがけれども、事業内容のところに書かれています訪問介護、通所介護、それから用具の貸出しということですね。これ、この3つの案件でどれくらいの



件数かというのは分かります？ 増加分でもいいですし、絶対数でもいいですけど。

トータルで増えたという記載があるのですけれども、個別にどこが増えたのかというところをちょっと確認したいと思います。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） すいません。手持ちの資料では居宅介護サービスということで全体的な数値しか持ち合わせておりません。率にして10%増えているということになっております。また、改めて内容についてはお答えしたいと思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

6番、齋藤君

○6番（齋藤則男君） いろんな増加の原因はこの説明で概略分かりました。今後の見通しなのですが、このまま毎年毎年上がり続けていくのか、どこかで止まりそうなのか、そういうようなことはつかんでおられますか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 大きく高齢化はまだまだ進みます。それから、重篤化も進むと考えております。全体的にはまだまだ増えるという予測は2040年までは続くものと思っております。

近年の大体の概略として申し上げておきますと、85歳以上の受給者の割合です。これが非常に高くございます。居宅介護サービス費は60%、地域密着型では80%、施設介護では66%の方が85歳以上であるということになります。

それから、10年前の比較を申し上げます。2009年と2019年の比較では85歳以上の方が416人多いということが現状でございます。それから、73歳から84歳の人口は逆に253人少ないという現状です。それから、予測として団塊の世代である70歳から72歳の方、これはそれぞれ103人、129人、112人と344人多いということになります。

今後、大体介護認定の高くなるのが75歳以上、サービス受ける方が多いのが85歳以上となり、300人ほど多い団塊の世代の方が年を老いていくとかなり高くなるかなというふうに考えております。

ただし、皆さん、心新たに介護予防に努めていただけるとこの率が少しずつ下がっていくのかなということで予防、それから個別相談等に応じているという状況にあります。

また、当初予算のほうでも若干説明差し上げたいと思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第4号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

次に、議案第5号、令和元年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についてを行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） それでは、町立在宅訪問診療所特別会計について申し上げます。

今回の補正は財源の組替えです。診療所収入のうち、国保連からの診療報酬等、2月診療分までが今年度の歳入となり、窓口等での一部負担金収入は3月診療分までが今年度の歳入となります。いずれも当初に見込んだ金額に届きませんので、大変申し訳ございませんが、2,875万7,000円、315万6,000円、保健衛生使用料は19万8,000円を減額し、文書等手数料61万2,000円の増額補正との差額3,149万9,000円を一般会計から繰り入れることをお願いするものです。

なお、歳出においても総額7,436万2,000円を計上しておりますが、指定管理料6,825万2,000円、91.8%占めるものですが、これを執行しております。

ただし、今年度の決算額は医薬材料費の減が見込まれます。診療が少なかったということで医薬材料費は当然マイナスになるという算定をしております。約1,500万円減の5,300万円程度であるということを見込んでおります。

以上、補足説明といたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これはあらゆる機会に議員のほうからも質問されているのですが、やっぱり現実的にこれが軌道に乗る方向性について皆さんの前でしっかり語っておく必要があるのではないかな。こういう機会にそういうことをぜひお願いしたいと思っておりますね。

宣伝のやり方とかいう話はよく出てくるのですが、専門家もどう見ているか。

専門家も実際どう見ているかということなんかをこういう機会にやっぱりきちっと示しておいたほうがいいのではないか。

審議会なんかでの話では、参加しているおじさんの話では、3年はじっくり待つのが普通でないかというようなことを言われたのを僕は心に残っておる。そんなことも含めてこういう機会にぜひ宣伝のつもりでやっぱり語っていただきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 患者さんの増加がうれしいというのは病気が増えるということにもつながりますので、あんまり喜ばしいことではないのかもしれませんが、診療所等の当初の目的としましては訪問診療の充実ということが挙げられております。高齢になって在宅で生活していくという支える側の医療は十分に提供していきたいなということで考えております。

実績としまして、訪問診療も今回年明けから多職種連携の活動でしたり、それからフレイル健診、サルコペニア健診といった地元の高齢者につながるような事業によりまして外来のほうも若干増えつつあるということになっております。

医療広告というのがあんまりできないという現実があります。制度的な内容で我々一生懸命啓発に歩いておりますが、人生会議までの説明を一生懸命差し上げますと、逆に足が遠のいてしまうという新たな現実もつかんでおりますので、町民初め、圏域の皆さんにはその程度、現状の高齢化という現状をどう生き抜いていくかということをご理解いただいて、診療所を活用していただきたいなということをお思っております。

指定管理者のほうとしましても、計画は若干高いほうで出させていただいておりますけれども、それは真摯に見守っていただくということをお願いしておきますし、3年間はどうかお見守りくださいという形になるかと思っております。

それから、高齢化に向けての医療の提供という形で医療費の削減等も言われております。大学病院やら高度急性期病院なども近くにあるという永平寺町の立地からすると、適正な医療につながるにはかかりつけ医を持っていただくということが一番だと思っております。町内の先生方と連携しながら、在宅はじめ、地域医療の充実というふうに努めていきたいということになります。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 町立の診療所にはもう間違いはないのですが、そういう意味で行政としての宣伝はどうかというのは別ですけど、指定管理という制度は任せた

以上は指定管理のやっている、受けている人たちが自由にいろんな取組や宣伝もできるということですね。ここをちょっと間違うと困る。

指定管理というのは管理委託とは違うということをきちっと位置づけてきちっとしていくことも大事なんかな。そこはいろんな意味で行政が直接手を下すかどうかは別にして、相談しながら進めていくことも大事なんかなということだけ言っておきます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この診療所、地域の在宅介護の拠点としての位置づけと、もう一つやはり今おっしゃられた指定管理を受けていただいているという中で、指定管理者も計画にのっとってしっかりと取り組んでいくということもお約束をいただいております。

今課長が言いましたとおり、なかなか宣伝ができない業種というのがありますが、指定管理を受けていただいている福井大学医学部も当初の計画どおりに一生懸命やっていくという、そういったお話もいただいておりますので、地元の診療所の先生方との連携、また診療所の地元の先生からのご紹介で行くというパターンも出てきておりますので、しっかりとまたそういった連携も取りながら進めていきたいと思っておりますので、またよろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 町立診療所の当初の設置の長期計画、2年前か3年前ですか、説明いただいたときはイニシャルコストというか、当初のコストは約10年で改修して、10年以降、11年目からは町の一般会計からの持ち出しはなくなるというふうな、そういうふうな長期計画だったと思うのですが、まだ1年たっていないんですけど、当初の第1年目としてはこういうことはやむを得ないというか、そのうちだんだん診療の方も訪問の方も増えていくという説明は何回か聞きましたが、長期的な見通しはそのペースでいくのか、あるいは後ろへずれ込むというか、10年で終わらず十数年までずれ込むのか、そこら辺の見通し、確実なものは言えないとも思いますが、今どういうふうにつえられているのか、お伺いします。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 当初10年でペイするというような計画は確かに出示させていただきました。ただ、今回というか、今年の状況を見ますと、実際3割

ぐらいの実績にとどまろうということになっております。弱気な発言になるかもしれませんが、指定管理者で大学とともに10年間はきっちり計画どおりに進めていくという方針でおります。

今年の反省としましてとどめてください。住民の方の意識としましては若干我々の説明も悪かったのかもしれませんが、診療所が遠いということがあったということ。それと、急性期病院というか、大病院に対する安心感という感情が思ったより高かったというのは、我々は感じております。10年間でペイできるように一生懸命取り組んでいきたいという格好でおります。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第5号、令和元年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時08分 休憩）

---

（午前11時20分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

ただいまより議案第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についてを議題とします。

第2審議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、お諮りいたします。

本件について第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号、令和元年度永平寺町一般会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第2号、令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についてを議題とします。

第2審議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号、令和元年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決され

ました。

次に、日程第3、議案第3号、令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

第2審議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) ないようですから、お諮りいたします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第3号、令和元年度永平寺町後期高齢者医療特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第4号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

第2審議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第4号、令和元年度永平寺町介護保険特別会計補正予算についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号、令和元年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算についてを議題とします。

第2審議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第5号、令和元年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計補正予算  
についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決され  
ました。

暫時休憩いたします。

(午前11時23分 休憩)

---

(午前11時23分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第6 議案第15号、永平寺町防犯隊設置条例を廃止する条例の制定につ  
いて～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第6、議案第15号、永平寺町防犯隊設置条例を  
廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(平林竜一君) それでは、議案書の79ページをお願いいたします。

議案第15号、永平寺町防犯隊設置条例を廃止する条例の制定についてご説明  
申し上げます。

防犯隊につきましては、これまで特別職、非常勤職員ということで任用してま  
いりましたが、地方公務員法の改正に伴いまして、その任用要件が厳格化されま  
した。新地方公務員法では対象になるのは消防団員や水防団員と限定されてお  
りまして、防犯隊につきましては同法第3条第3項各号における任用要件に合致し  
ないことから特別職の対象外となります。したがって、関係する永平寺町防

犯隊設置条例を廃止するものでございます。

なお、防犯隊員の職につきましては、新たに永平寺町防犯隊設置要綱を制定しまして、防犯隊の任務や定員、委嘱という形で明確に位置づけをし、防犯隊の活動が今後も維持できるように努めてまいります。

また、活動時の事故における補償につきましては、非常勤公務災害補償をベースとした民間保険に加入することにより、しっかりと補償してまいりたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 新地方公務員法の改定で、いわゆる特別公務員から外れるということで、それはそれで理解できるのですが、例えば区長なんかの扱いにしても各自治体によってばらばらになっているのを聞いていますね。その辺で言うと、いわゆるそういう扱い、特別公務員としての扱いの範囲というのは各自治体に任されていると取ってもいいのですかね。だから、そういうようなのは別に自治体によって食い違っているでもいいのかなというのはちょっと不安としてあるのです。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 基本は先ほど言いました新地方公務員法の特別職の取扱いに関する条文によってそれぞれ特別職の振り分けをしております。それ以外につきましては、特別職以外、対象外ということになります。

それとあと、また会計年度任用職員という制度が入ってくることによって会計年度任用職員に該当するかどうかという区分も加わってきます。そういった中で、こういった防犯隊員ですとか、区長さん等につきましてはそれぞれ対象外ということで、これらにつきましては永平寺町を取り巻く周辺の自治体、具体的に言いますと嶺北町村会、嶺北の4町等もこういったことについては議論をしております。足並みをそろえているという状況がございます。

そういった中で、県内ばらばらの扱いということにはなっていないと思いますが、取扱いとしてはそういうことで統一されているというふうに認識しております。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 今区長も特別公務員には入らないって言われましたよね。そうすると、その区長なんかは行政がいろいろお願いしている業務なんかしにくくなるかということも出てくるんでないですか。それはそんなことないですか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 区長さんにつきましても特別職の対象外になりますけれども、これは1月の区長会のときに区長さんにもご説明をさせていただいたのですが、今までは行政嘱託員という形で嘱託をさせていただきましたが、4月以降は行政支援員という形で名前は変わりますけれども、今まで働いていただいている業務は何ら変わることはありません。

また、先ほど言いました非常勤公務災害と同じようなベースの中の民間の保険によってそういった区長さんの業務中に起きた事故については補償していくというような形で整理をさせていただいているところでございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 防犯隊、事実上は消防団員、うちのところは消防団員が兼務している。多分、ほとんどの行政区というのですか、村単位の行政区のところの防犯隊の選出についてはほとんどが消防団の団員ですね。消防団員を輩出してない市町区ではあっても、大体消防団員が全部なっているというところと、消防団員がやるというあれではないと思うのですが、そこらあたりの現実的にはそんなんじゃないかと思うのですが、そこらあたりはどうなのでしょう。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 消防団員につきましては、従来どおり非常勤の特別職という扱いで今後も任務を行っていただきます。今言ったように、本町におきましては消防団員の幹部の方が防犯隊の支隊長になっているということもございません。

そうではない自治体もありますけれども、そういった中で防犯隊の活動をしているときには特別職ではなくて、違った民間の保険に入って活動時の補償をする中で、また先ほど言いました要綱に基づいて防犯隊という形で委嘱をさせていただいて、任用といいますか、任務をお願いするという形を取らせていただきます。

防犯隊という制度そのものが福井県独自の制度でもあるということから、今回、こういった議論になっているということでございます。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 前の同僚議員も同じだと思うのですが、やはり防犯隊、町のある面の安全・安心を守って住民のために活躍いただいている。その方々が特別公務災害を含めてそういうようになって対応しているということですので、やはりそれに準じてきちっと今後も運営できるようにぜひともお力添えいただきたいと思えます。

多分、懸念しているのはそこだけだろうと思うので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第15号、永平寺町防犯隊設置条例を廃止する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時25分 休憩）

---

（午前11時26分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号、永平寺町防犯隊設置条例を廃止する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第7 議案第16号 永平寺町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部改正について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第7、議案第16号 永平寺町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部改正についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(平林竜一君) それでは、議案第16号、永平寺町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部改正についてご説明いたします。

議案書の80ページから82ページをお願いいたします。

地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定に基づく長期継続契約につきましては、条例で定めるものについて債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結することができるものでございます。

現状では、対象となる契約を翌年度以降にわたり物品を借り入れる契約、継続的な役務の提供を受ける契約と規定しておりますけれども、対象となる契約が多種多様となってきたことを踏まえ、対象とする契約の具体性に欠けること、対象としない契約の考え方が明確でないこと、契約期間の基本的な考え方が定められていないことなど、こういった状況から今後運用が曖昧になりがちな状況が発生することを改善し、ルールを明確にすることで適切な運用に努めることが必要であるというふうに考えているところでございます。

今回提案いたしました条例の概要ですけれども、第2条では対象とする契約の種類を具体的に規定しております。

第3条では、対象としない契約を明記し、注意喚起を促すこととしております。

第4条では、契約期間の原則を定め、品質及び競争性を確保するという観点から契約の相手方を見直す機会を確保することを規定しております。

第5条では、契約書の作成を義務化し、長期継続契約であることを明記するよう定めております。

第6条(委任)では、必要な事項は別途定めることを規定しており、運用に係

る詳細な事務は事務取扱要領で定めることとします。

なお、施行期日は令和2年4月1日からとし、施行の日以後に行う契約について提供することといたします。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 何点かあります。

幾つか疑問というんかよく分からないのは、具体的に示していきます。

例えば国営、県営、町単でもかんがい事業とか、圃場整備事業とか、そういう中山間の事業とかということありますけれども、こういうものに対しての扱いはどうなるのか。

以前は地域の団体への圃場整備なんかで言うと、旧松岡で言うと必ず債務負担行為を行ってきたということです。

2つ目には、例えば先ほど出ていましたが、福井ケーブルテレビなんかとの契約についてはどうなのか。

3つ目は、指定管理の一つですけれども、温泉、ほかの県では我々視察してきたのを見てみますと、いわゆる指定管理料以外に負担を求められることは、第5改修の問題等では契約で交わしてありますから責任が出てきますけれども、それ以外についての負担はない、どんな赤字になっても負担はないというのが指定管理のあり方ですけれども、そうでないのはどうなるのか。

圃場整備等の国の事業、県の事業による圃場整備等の負担についても長期契約になりますね。5年以上の。例えば圃場整備の負担金ですと20年償還ですよ。そういうようなのに対する町の負担についてはどう位置づけるのか。

だから、5年で書いてあるので、長いやつについてはどうするのか。単年度になるのか。下手すると単年度でやっていくと、長期の圃場整備への支援なんかも条件によってはその単価が変えられてしまう、負担割合が変えられてしまうときもあるわけですね。うちのところはそういうことで吉野の土地改良区では以前は町の都合で町の借金を土地改良区が引き受けて借りて、農林省関係は圃場整備については負担ゼロというのがありましたから、それを借りて町の肩代わりをして町から補填を受けるというやり方なんかもやっていたことがありますね。そういうことになるとどうなっていくのか。

もう一つは、債務負担行為の調書、財産目録みたいな形で常に毎年、予算か決算のときには一覧表で示される。ここ大事ですよ。それをじゃ毎年ですよ。一回示したから次、毎年これだけ残っていますという調書は作られるんかということです。

取りあえず、その辺。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、かんがい事業等についてでございますけれども、まず議案書の80ページの第2条（契約の種類）長期継続契約を締結することができる契約の種類をこちらに掲げております。物品の賃貸借、それに係る維持管理、電算システム、庁舎の管理、施設の設備等の運転保守管理あるいは継続して役務を締結する契約といったようなことで、ただいまご意見のありましたかんがい事業とか、そういった事業系につきまして複数年継続して施行する必要があるのであれば、債務負担行為を取っていただいて事業を継続するという事になるかと思っております。また、そういった中で町の負担金が発生するのであれば、その負担金の部分の債務負担行為を起こしまして、例えば令和何年度から何年度までの債務負担額が何億というような形で限度額を決めていただくというような形になるかと思っております。

次、福井ケーブルテレビにつきましても、その長期継続契約をするのであればこういった形を取っていただきますし、債務負担行為をするのであれば予算の中で債務負担行為を取っていただくという形になるかと思っております。

同じように、温泉につきましても指定管理という形でやっておりますが、その指定管理につきまして途切れることなく業務を遂行するという事であれば、その温泉の指定管理料を債務負担行為なりしていただいて、何年度から何年度、その基本協定に基づく契約期間の間、債務負担行為で予算を担保するといったような手続を取っていただく。また、その改修とかということであれば、それはもう基本協定の中にその役割分担といいますか、指定管理者と町との間で修繕をどういうふうに役割分担するかということは、基本協定書の中にうたうべきものだというふうに思っております。

あと、債務負担の調書につきましては、今回、令和2年度の予算書にも掲載させていただいておりますし、その中にも期間もうたっております。単年度で債務負担する、令和3年度の債務負担という形になれば、また年度が替われば新たに出てくる形にはなりますけれども、長期間にわたって債務負担しているものは、

今回、そういった形で期間を載せて予算書には上げていくという形になるかどうかと思います。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） これがきちっと示されることになれば、議会もチェックしやすくなるということになる。それは私も思って、今までも何で債務負担行為はそういう調書が常に出てこないのということを前の町政のときには繰り返し言っていた覚えがあります。そういうのはいいのですが。

ただ、今度は全部見直すということで、これまで僕は土地改良の関係で言うと債務負担行為で旧松岡では出ていたとか、土地区画整理事業、組合施行でやった場合への負担割合のやつもそういうやり方をしたことがあったのを覚えていません。

土地改良区の場合は、町で例えば20億の事業のうち、例えば15%町負担分になれば、単純に1回とか、事業年度内で償還できないということもあって、借金をして町が負担をしていくということが今まであったわけですね。圃場整備はそれが終わったということは思っているのですが、旧松岡は。そのことを考えると、要するに5年という区切りにしてしまうと問題が出てこないか。だから、そこはきちっと位置づけてやっていくべきことがあるのではないかなってちょっと思っています。

それともう一つ、4月1日から施行ですね、今年の。指定管理もいろんな契約も含めて、そういう性格、債務負担行為と同じような性格の内容がごまんとあるという言い方はちょっと言い過ぎかしらんですけど、かなりあるわけですよ、いろんな契約が。そのことをどうやっぱりこの際きちっと表に出して位置づけていくかということも大事なんやと思うんやって。

だから、4月1日で、それ以降の契約についてやるというやり方でいいのかなと。本当に全部条例見直というのなら、それはそれなりの意味、位置づけをして取り組まないとかあかんでないかなと思うのですが、そこはいかがですか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 繰り返しになりますけれども、団体へとかかんがい事業土地改良区の事業、事業そのものはこの長期継続契約、その第2条に言います対象となる契約の種類には当てはまらないということでご理解いただきたいと思います。



あと、施行期日につきましては4月1日から。それ以前の契約についてはということは、それ以前の契約はもう契約が続行されています。継続されていますので、従来どおり契約をそのまま契約期間、今年の4月1日またぐものはそのまま契約行為として継続していく。4月1日以降に入札あるいはそういったことで新たに発生するものについて提供するということをご理解いただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私の質問の最初に、圃場整備とか農業関係のそういう県営事業とか国営事業に対する町の負担の問題を言いました。言ったのは、今まで債務負担行為でやっていた時代があったので、そういう位置づけについてどうするかといったら、今度入らないと言うのですよ。でも、そうなってくると、町の負担分をどういう判断して町が負担していくかになります。単年度の判断ですか。長期の契約をやっぴり町の果たす責任としてやっていく必要があるのではないですか。その場合、どう扱うのですかという問いを最初からしているつもりでいるのですよ。

だから、条例にないからしないと言ったら、今までやってきたのも見直すということになれば、そういう圃場整備に対する町の責任が随分後退することになりますよ。そうなりません？ だから、そこはもう3回目ですから、僕言いたいこと今言ってしまうないとあかんので言っているのですけど、ここ大事です。そこは団体だから関係ないとかって言うのではなしに、きちっとやっぴり位置づけしてやらないと、ここに入ってないって言われると僕はもう引き下がれません。だって、町の負担責任があるのですもん。だって、それが国の一つの補助事業で町にも地域のそれに対する支援の条例はつくってあるわけですから、それが全部ほごにされるということになりかねないです。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 私の説明不足なのかも知れませんが、繰り返しになりますけれども、最初に長期継続契約に対象にならないものにつきまして、複数年継続して事業を実施するというものについては債務負担行為を起こしていただく。基本的に地方自治法で言うとそういう複数年継続するものは債務負担行為を起こしてやるというのが原則です。ただ、そういった中でこういった地方自治法施行令、自治法で長期継続契約ということが認められているので、こういう条例をつくってやっているわけです。それ以外のものについて複数年継続してやるも

のについて大きな事業なんかについては債務負担行為を取っていただいて、事業を継続していくということをきちんとやっていただくということで今回提案させていただいているということで、よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第16号、永平寺町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部改正についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

---

（午後 1時00分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号、永平寺町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の全部改正についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第8 議案第17号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第8、議案第17号、永平寺町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（清水昭博君） それでは、議案第17号、永平寺町税条例等の一部を改正する条例の制定について補足してご説明申し上げます。

議案書の83ページから85ページでございます。

関連する10の条例を一括して改正させていただくものでございます。

まず、郵便料督促状印刷経費等を考慮しまして、督促手数料を「50円」から「100円」に改正をお願いするものでございます。

関係する条例は83ページ第1条、永平寺町税条例、第2条、永平寺町再建管理条例、第3条、永平寺町後期高齢者医療に関する条例。84ページに参りまして、第4条、永平寺町介護保険条例、第6条、永平寺町農業集落排水処理施設条例、第7条、永平寺町農業集落排水事業分担金徴収条例、第8条、永平寺町下水道条例、第9条、永平寺町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例、第10条、永平寺町特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条例でございます。

また、民法の一部を改正する法律が令和2年4月1日施行されることに伴いまして、遅延損害金の利率の改正をお願いするものでございます。現行は利率5%でございますが、改正後は3%となります。

ただし、3年を1期として利率を見直すこととなっているため、民法第404条に規定する割合とさせていただきます。

関係する条例につきましては、83ページ、第2条の永平寺町債権管理条例、84ページ、第5条、永平寺町特定公共賃貸住宅条例でございます。

そのほか、文体統一のための字句の改正を行いまして、附則で施行期日、令和2年4月1日よりと経過措置を定めております。

以上、簡単ではございますが議案第17号、永平寺町税条例等の一部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 3点あります。

1つは、この「50円」から「100円」というこの50円は、いわゆるはがき代だとこれまで私は思っていました。そうやと思う。8%にしたときという話ありますが、八十何円になっているからそれを100円にするのかなって思わんでもないです。それにいろんな事務手数料も含めてということ言われているので、それも分からんわけではないです。でも、やっぱりはがき代ではないかな。それに事務費を含めるといのは、それは筋違い。

何でほんなこと言うかといいますと、普通、何の請求もしないでおけば、それは時効というのがありますよね。それと納めてない人に通知して納めてもらうことをいわゆる催促するというのは営業の問題じゃないか。

この条例がなかったら徴収する必要ないですよ、これ。普通、どんな業界でも請求書を出して納められない。また請求書を出して催促するというようなことを含めて、その料金とかはないですよ。そこは一考あるのでないかな。簡単に100円にしてしまっているのか。僕は十分考える必要があるというのが2つ目。

3つ目は、5%を3%につけて延滞金の問題で言うと事情に合わせてということについては、それは評価します、率直に。だから、最初の2つの問題について言うと、集めること自体も本当にどうだろうってきちっと考えてみる必要があるのではないかな、こういう時期。そのための延滞利息だったのです、本来は。そうでしょう。罰金として取るのですから。

以上です。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（清水昭博君） まず「50円」から「100円」というお話ですが、もちろん、この督促状につきましては郵便料がかかりますので、その点については考慮させていただきたい。

あと、その督促状自体は印刷経費がかかりますので、その分についても考慮させていただきましたといいますか、100円の中に含めたいと。

あと、事務費というところも実際上ございますが、これにつきましては実際上、それを印刷しました。でも、その前に印刷した後、実際上、納められたというと

なると、結果的にそれを抜かないといけない作業が始まるわけですね。一旦、全部のリストを出して、その後、発想するまで納められたときにはそれを抜いていくという作業がございますので、そこの分の事務費的なものは人件費的なものよりやっぱりどうしてもかかるといところでございます。

今の納付書といたしますか、あるいは請求書の関係ですけれど、当然のことながら、これ一番初めは当然納付書なりという形で出しております。1回目の請求書ですね。

この督促状につきましては、1つ目は時効の中断というふうなことが生じます。これを出すことによってということですね。その後につきましては、さらにそれでも納めない方には催告状というのを出すのですが、その部分については、いわゆる50円なり100円なりという部分は生じておりません。もっていないという形でございます。

実際上につきましては、これにつきましては、いわゆるそういう郵便料なり何なりというのがかかるというのは、普通にといたしますか、納めていただければ別にこんなことは生じないと。でも、納めてない方にこういう費用が生じる。それをいわゆるほかの税金からとか、一般の方からその分を納めてなかった人だけにお金を使うのかというのはやっぱりちょっといかがなものかというところがございますので、こういうふうな措置をさせていただいたというふうなことでよろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 言われていることは分からんわけでないです。ただ、考え方としては、意味合いがちょっと違うのではないですか。普通、ほかの業界では督促手数料とか、はがき送ったのをそれのお金くれなんていうことはないです。

それともう一つ、現に住民税なんかは99%台でしょう、もう、収納率が。それなのに何でこうなるのかというのが2つ目です。

3つ目は、税金が3か月ですか納入されずにそれ以上に伸びた場合、延滞利息が取られるわけでしょう。そうすると、二重の罰金かけるのですか。そんなことを考えたことがありますかという意味での質問です。やっぱり考えてみるべきだと私は思います。

○議長（江守 勲君） 税務課長。

○税務課長（清水昭博君） 今のこれにつきましては、税ということがございますので、いわゆる国民の義務として納付の義務があるということでございます。

もう一つ、現年度のいわゆる徴収率が99.何%というふうなことは申し上げておりますが、これにつきましては年度終わりまでに納まっているというふうなことで、納期に分かれまして、中にはやっぱり遅れて納めて、年度内には終了しているというところも含めて99.何%というふうな率になっているということで、納期どおりにきちきちと納めていただける方は大部分ですけど、やっぱりどうしても納期に間に合わずちょっと遅れて年度内にお支払いになったという方もおられるというところがございます。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 論争しようという意味じゃないです。99%とか、国保税なんかでもかなりの率になって徴収しているという意味では職員の努力は認めます。ちょっとやり過ぎの感はないわけではないって私は思っていますけれども、そういう努力は率直に評価して認めますけど、やっぱり罰則としての意味があるという内容でもありますから、そこはこの際やっぱり考えてみることも大事ではないかなということだけ言っておきます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 職員が頑張って、本当に滞納を減らす努力をしてくれて、また皆さんにお認めいただいた19条によって払えない人をしっかり救っております。

今金元議員やり過ぎだというお話もありましたが、じゃ何%ぐらいだったらいいのか。この義務はやっぱり納税についてはみんな義務の中でしっかりと納めていただいて、その中で先ほど税務課長からありましたとおり、郵便代、また印刷代、そして人件費、こういったのがかかる中で、50円だったのをじゃ100円にしましょうと。近隣の市町もそういうふうにどんどんなっている。この50円をじゃゼロ円しますよといったときには、皆さんの逆に理解を得られないのではないかなというふうにも思います。

そういった中で、やはりこの100円、いろいろな流れの中でこういうふうな条例を改正させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第17号、永平寺町税条例等の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 1時37分 休憩)

---

(午後 1時37分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論があります。

討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 討論があります。

今回、税条例の一部を改正する条例ということで、いわゆる督促料ですか、通常、僕らははがき代だと思っていましたけれども、これが50円を100円と。現実的にはがき代は八十何円ですから、それは少し多く取り過ぎる。確かに9条のところでは延滞金の5%を3%に経て引き下げるということはあります。でも、1つは今言ったようなはがき代の料金の違い、2つ目には本来で言ったらこういう町の税金を納入してもらい、そのためのいろんな事務ですから、それは納めてもらう側の費用で賄うのが普通。だから、こういう条例をつくって払ってくれということを言っているのだと思うんですが、そこはやっぱりよく考えてみる必要があると。

一方で、一時的に払う前納報奨金なんかはなくしてきました。さらに、延滞に

については、本当は1年過ぎると何%。1年未満は何%って決まっていたのですが、それもなくして行って引き下げてきたところがあります。でも、督促手数料である意味、1つ、警告でその費用を負担してください。2つ目には、遅れれば延滞金を取ります。こういう二重の罰則になるという意味では問題がある制度で、今回のこの引き下げについてはいいですけども、値上げについては、それはやっぱり問題があると思って反対の立場を取ります。

○議長（江守 勲君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 私は原案に賛成の立場で討論いたします。

先ほど同僚議員は50円が80円、郵便料としても。しかし、それを100円というのは取り過ぎだと。なおかつ、延滞が発生すれば延滞料もかかると。やり過ぎだというご意見がございましたが、私はむしろ逆でございまして、町の職員の方が町の債権あるいは税を納めていただくために、督促のためのはがきを印刷して、そのデータを調べて発送をするという、そのこと自体にもう職員の方を含む人件費コストがかかっています。町も支払いする資金、コストの支払いは、これは町が見なくてはいけない。民間の企業はそこから収益といいますか、利益が上がって、その利益、売上げを売るためのコストとして自分たちで印刷して発送します。全然お支払いする資金の性格が違います。行政が払うのは、これはみんな町民といいますか、国民になるということもありますけど、税金を使っているわけですね。税金を使ってかけたコストに対して請求しないというのはちょっと発想が違ってきますから、当然、納税者においては公平であるべきですから、かけたコストをいただかないということは、ほかの納税された方に対して加重的な負担をかけているということになる。そのように考えまして、この100円の手数料、50円を100円にするというような考え方は、何ら矛盾はしていないというふうに思います。

以上、賛成の立場で討論します。

○議長（江守 勲君） ほかに討論はありませんか。

暫時休憩いたします。

（午後 1時42分 休憩）

---

（午後 1時43分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。



ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第17号、永平寺町税条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(江守 勲君) 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第9 議案第18号 永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第9、議案第18号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長(佐々木利夫君) 86ページをお願いいたします。

議案第18号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

昨年成立しました成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、印鑑の登録、証明に関して印鑑登録の資格にある「成年被後見人」の表記を「意思能力を有しない者」とすることにより、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る権利の制限にかかる措置の適正化を図るため、今回、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、令和2年4月1日としております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長(江守 勲君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） すいません。ちょっと私のあれですが、お聞きします。

この「成年被後見人」という言葉を「意思能力を有しない者」と書き換えることによって、その人の人権が尊重されて云々となっているのですが、この言葉尻の中から言っているのですか、どういうところがもっと詳しく説明お願いできませんか。その人権を侵害するという、尊重されるということに値するというのはどういう観点からそうなるのか、ちょっとお知らせください。

この文書だけでなっているのです。

○議長（江守 勲君） 住民生活課長。

○住民生活課長（佐々木利夫君） 実際の運用面で話しさせていただくと分かりやすいかと思うのですけれども、現在の法律のもとにおきましては成年被後見人であればもう印鑑登録はできない。現状はそうでございます。この法律の趣旨としまして、それぞれの権利等について個別的、実質的な審査を行うというふうに記されております。

印鑑に関しましては、これまでと違って法定代理人の方が動向して、本人の意思でもって申請すれば、ここで言う意思能力を有するとし、印鑑登録ができると、そういうふうな改定で、単に成年被後見人ということだけではなくて、法定代理人または本人の申請ということによってできると。そういうことにより、権利を尊重するというふうな改定でございます。

以上です。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

ないようですから、これで議案第18号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 1時48分 休憩）

---

（午後 1時48分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに

決定しました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第18号、永平寺町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第10 議案第19号 永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第10、議案第19号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長(木村勇樹君) 議案書87ページをお願いいたします。

今回の改正では、令和2年度における保険料率について第1から第3段階までの方の保険料について軽減を図るために定めるものです。

この差額につきましては、公費にて負担いたします。

第7期介護保険計画期間中の保険料は、基準年額を7万3,200円に設定しております。第1段階におきましては、この基準額に対して0.3の割合を乗じて得た2万1,960円を保険料率としております。令和元年度に比較してさらに5,490円を減額することになります。

同様に第2段階は、0.5を乗じて得た3万6,600円を保険料率としまし

て9, 150円を減額します。

第3段階は、0.7を乗じて得た5万1,240円、これを保険料率としまして1,830円を減額します。

改正後の規定につきましては令和2年4月1日から施行します。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 1回目の質問は、何でこうなったのですか。素朴な疑問です。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 大きな原因としましては、消費税率の改定によるものです。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

消費税の率の改定で、率で言うところだけというものではないとは思いますが、ただ、今までも自治体の判断でこの率は決められるものはずでしたよね。それがされていなかった。ただ、合併前の旧松岡では0.25という時代があったのですよね。一番下の階層については、それが0.5に引き上げられてきたという経過はあるのですが、今のここに来て、いわゆる消費税の問題もありますけど、これまではやっぱり高過ぎたということでこうなってきたということではないとおおですか。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） 現行の国の基準では9段階設定されております。第1段階が0.5、そして第9段階が1.7でございます。

現行の永平寺町の介護保険の段階は第10段階まで設定しております。0.5から1.75までの範囲内で設定しております。

平成29年度からだったと思うのですが、第1段階の方については0.45を適用する軽減をしておりますし、第2段階の方につきましては国の基準は0.7だったと思いますが、現行では0.625という軽減を図っております。

第2段階につきましては、国の基準より低い率を設定してずっと運用してきております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

うちは10段階、でも福井市は11段階ですよ。自治体によって差があって、本当に大変な人たちにはそういう軽減もできるということで実施しているところがあると思いますね。

そういう意味では、何でうちは、たしか8段階を10段階に引き上げたときに福井市とは何で差があるのといったら、それは明確な回答はないですってね。そこはやっぱりもっと本当に厚生年金をもらっていない、国民年金でもまだ低い段階の人たち、年間35万円ぐらいという年金の人たちがいらっしゃるという実態もあると聞いていますから、そういうようなことを考えると町として独自に決められるところについてはもっと思い切ったことをやってもよかったのかな。今まででもそう思っていました。それだけ言っておきます。

○議長（江守 勲君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（木村勇樹君） この区分につきましては各保険者によって定めるところとされております。ただ、福井市の所得段階の構成率と永平寺町の構成率では若干違ってきます。議員ご存じのとおり、3年間である程度賄える量の保険料を徴収する形になるわけですが、必要以上に例えば2.0とか設けている自治体もありますけど、本町においてそういう取扱いをした場合に必要以上の保険料が徴収されることも結果的にはあるかもしれませんので、そのあんばいといいますか、運用については慎重に設定しているつもりでございます。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

ないようですから、これで議案第19号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 1時55分 休憩）

---

（午後 1時55分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第19号、永平寺町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第11 議案第20号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第11、議案第20号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長(吉川貞夫君) それでは、議案第20号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明させていただきます。

議案書88ページをお願いします。

この条例は、幼児教育無償化に伴い、9月議会にて一部改正の条例をお願いしたものでございますが、もともとこの条例は内閣府が定めました基準に基づいて市町の条例で制定することになっており、10月の幼児教育無償化により、内閣府の一部改正に並び、全国市町村において同様に一部改正を行っているということでございます。

その後、内閣府より、その内閣府令の一部改正に誤りがあったことが通知され、今年度中にその誤りがあった箇所条例改正をというふうに関のほうから依頼がございました。それで、誤りについては、その一部改正条例中の条文中のほかの条項の引用の誤り、表現の誤り、字句の誤り等が主でございます。

議案書下段のほうでございますが、第14条については削除しなければならない字句が削除されていなかったということ、第35条第3項及び第36条第3項の改正は条例中の引用条文の字句の表記の誤りです。第50条第1項の改正は、引用条文の字句の表記に漏れがあったこと、また削除されていなきやならない字句が削除されていなかったこと。同条第3項の改正は、引用条文の表記の誤りのため。第52条第3項の改正は、「以上」と表記されるものが「未満」と表記されていた字句の誤りでございます。

なお、この一部改正の条例は公布の日から施行させていただきたいというふうをお願いするものです。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

終わります。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） ないようですから、これで議案第20号 永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

（午後 2時00分 休憩）

---

（午後 2時00分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第20号、永平寺町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第12 議案第21号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について～

○議長(江守 勲君) 次に、日程第12、議案第21号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより第1審議を行います。

補足説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(原 武史君) それでは、議案第21号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書の90ページをお願いいたします。

町が指定しております指定給水装置工事事業者が指定に必要な要件を満たしているかどうかについて5年ごとに確認する必要が生じたので、今回、条例28条第2号において「指定」の次に「及び更新」を加えるものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(江守 勲君) これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) ないようですから、これで議案第21号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定についての第1審議を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後 2時02分 休憩)

---

(午後 2時02分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

本件について、第2審議を省略し、第3審議に付すことにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。よって、本件は第3審議に付すことに決定いたしました。

これより第3審議を行います。

自由討議、討論を行い、採決します。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 討論なしと認めます。

これより議案第21号 永平寺町給水条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(江守 勲君) 異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後 2時05分 休憩)

---

(午後 2時30分 再開)

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

～日程第13 議案第6号 令和2年度永平寺町一般会計予算について～

～日程第14 議案第7号 令和2年度永平寺町国民健康保険事業特別会計予算について～

～日程第15 議案第8号 令和2年度永平寺町後期高齢者医療特別会計予算について～

～日程第16 議案第9号 令和2年度永平寺町介護保険特別会計予算について～

～日程第17 議案第10号 令和2年度永平寺町立在宅訪問診療所特別会計予算について～

～日程第18 議案第11号 令和2年度永平寺町下水道事業特別会計予算について～

～日程第19 議案第12号 令和2年度永平寺町農業集落排水事業特別会計予算について～

～日程第20 議案第13号 令和2年度永平寺町土地開発事業特別会計予算について～

～日程第21 議案第14号 令和2年度永平寺町上水道事業会計予算について～

○議長（江守 勲君） 次に、日程第13、議案第6号、令和2年度永平寺町一般会計予算についてから日程第21、議案第14号 令和2年度永平寺町上水道事業会計予算についてまでの9件を一括議題とします。

当初予算関係の説明者として、町長、副町長、各課長及び各課補助員の出席を求めてあります。

これより第1審議を行います。

理事者から令和2年度一般会計予算説明書、令和2年度特別会計予算説明書をいただいております。

去る2月17日及び18日には概要説明を受けております。これらを基に十分なるご審議をいただきますようお願いいたします。

それでは、事前通告と合わせて課ごとに審議を行います。

なお、重複質問及び通告質問以外の関連質疑は控えていただきますようお願いいたします。

初めに、議会事務局関係、一般会計予算説明書 2 ページから 4 ページを行います。

補足説明があれば説明を求めます。

議会事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） 去る 2 月に議会事務局関係の概要説明をいたしておりますので、特に補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

2 番、上田君。

○2 番（上田 誠君） では、確認させていただきたいと思います。

この前いろんな説明いただきました。

そこで、3 ページの今回の議場の改修に当たっての予算が 2, 400 万出ております。私思うには、いろんな形で予算請求書でありますので、運営に当たってはぜひ工事内容とかきちっと吟味することによって若干なりともそこらあたりの精査はできるものと思っています。

また、その運用のところによって、例えば入札というのじゃないですけども、そういう形でぜひともそこらあたりの精査をお願いしたいと思いますが、そこらあたりのところをお願いします。

○議長（江守 勲君） 議会事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） 説明書 3 ページの議会のこの放送設備関係、マイク設備関係のご質問ですが、議員おっしゃられますように、十分発注前には精査いたしまして、できる限り効率的なというのですか、効果のあるものとさせていただきたいと思いますので、またお諮りさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 2 番、上田君。

○2 番（上田 誠君） よろしくをお願いします。

ただ、これの例えば入札は何社があって、その入札という形ではないかと思うのですが、どういう形のやり方があるかと思うんでね。

それと、工事内容のところについてもぜひそこらあたりはお願いします。

ちょっと何かあれがあれば、答弁あれば。

○議長（江守 勲君） 議会事務局長。

○議会事務局長（坂下和夫君） 発注の方法につきましては、また指名委員会等で、

通常ですと条件付の一般入札ですとかになるろうかと思いますが、発注する前に設計の段階で十分精査させていただきまして、また発注の手続を行いたいと思いますので、またお力をお貸しください。よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、総務課関係、一般会計予算説明書5ページから18ページを行います。

通告の回答を含めての補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（平林竜一君） それでは、総務課関係の通告の回答等についてご説明させていただきます。

まず、5ページ、移譲事務交付金、これは前年度の実績に基づきまして予算化しております。現在、49事務事業のうち16が移譲されておりまして、それに基づきまして県のほうから年度末に当年度の事務実績の紹介がありまして、それに基づきまして交付金を受領しているという状況でございます。

6ページ左、団体負担金、これにつきましては交通安全母の会の補助金につきまして繰越金の状況から補助金を廃止させていただいております。

6ページ右側、公共交通対策事業、令和元年度の実績は定期券購入補助の実績ですけれども、2件でございます。積算根拠につきましては、定期運賃の10%を補助しております。

7ページ左、地域コミュニティバス運行事業、無料パス券をなくされた場合には再交付させていただいております。総務課へご連絡いただきますと再交付させていただくということで、これまでにも電話で住所、氏名、連絡先等をご連絡いただければ、即日郵送させていただいているという状況です。

運転免許とかマイナンバーカードを利用するということにつきましては、降車時に確認をすとか、現状ではドライバーへの負担ということも考えられます。また、運行事業者との協議等も必要になってきますので、無料パス券紛失時の対応といたしましては現状では再交付という形で遠慮なく総務課のほうへご連絡いただければ即日のうちに郵送させていただくということで対応させていただきます。

7ページ右側の公共交通対策事業、えちぜん鉄道利用事業、トイレ改修ですが、令和2年度より3か年の計画で町内各駅のトイレの洋式化を計画していきたいと考えております。トイレ整備に合わせまして、駅舎等の整備も必要になる駅もご

ございますので、えちぜん鉄道と十分な協議を行った上、整備していきたいというふうに考えております。

8 ページ右側、職員福利構成事業、まず自己負担でございますが、人間ドックを受診した場合、受診年齢とかドックの種別によって自己負担が変わってまいります。本人の負担額は7,000円から2万1,000という範囲で負担していただくということで、記載の中でその他の事業については、個人負担は取っておりません。

また、民間企業での従業員の健康管理といった面ですけれども、有休等については、新たな取組ということではありませんが、受診しやすい環境づくりとか、受診できなかった場合に再度受診できるような形での対応に努めているところでございます。

有休につきましては、ほとんどの職員が年間40日間付与させておりまして、昨年の実績としまして大体平均6日取得というのが現状でございます。

残業時間については、既に一般質問等でお答えさせていただいたので省略させていただきます。

ストレスチェック、メンタルヘルス関係ですが、ストレスチェックにつきましては毎年健康診断のときに同時にそのストレスチェックを行っておりまして、必ず全職員に提出するよう促しております。メンタルヘルスにつきましては、職場環境等で悩みがある場合、個人で予約し、職員の都合に応じて相談できるよう体制を整えております。

令和元年度2月末日時点で14名の方が利用されております。令和2年度は17名の利用を見込んでいるところでございます。

9 ページ右側、職員研修事業、先進地視察の研修旅費等に関してですが、特に重点項目を設けているということではございませんが、事務事業を推進する過程で先進自治体の事例に学び、より効果的な施策を推進するために先進地視察ということは有効な手段であるというふうに考えておりますので、その機会を提供するための旅費として計上させていただいているものでございます。

金額につきましては枠予算としておりまして、必要を見極めながら柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

あと、島根県の飯南町での視察をということで、中山間研修センターへの参加ということも踏まえて、今後計画していきたいというふうに考えております。

10 ページ右側、ふるさと納税事業、返礼品はどのようなものか、利用啓発物

品はということですが、体験型返礼品につきましては今年度から取り入れました商品の永平寺大燈籠ながし棧敷席・燈籠ペアセットとか、柏樹関と座禅体験を組み合わせたペア宿泊券といったものについては、今後内容を充実させていくといったこととか、新たにまちづくり会社と連携しまして禅の里笑来の宿泊券などを返礼品として拡充していきたいというふうに考えております。

ふるさと納税利用啓発物品につきましては、オリジナルのプロモーションバック——透明な手提げバックですけれども——を作りまして、ふるさと納税のパンフレットやチラシ等を入れて配付を計画しております。

また、返礼品の出品事業者に対しましても店頭でふるさと納税のPR用としてアクリルのフレームを購入し、そこにふるさと納税をPRする形をとっていききたいというふうに考えております。

10ページ左側、番号制度（マイナンバー制度）運用事業、この特定財源につきましては各自治体の負担軽減のためにマイナンバー制度の情報連携に置ける自治体中間サーバープラットフォームの次期システム更新に係る経費について、令和3年度まで国費により財政的な措置を受けることができるものでございます。充当先は中間サーバープラットフォーム負担金618万9,000円のほうに充当をさせていただいております。

11ページ左側、デマンド型交通促進事業、9月以降の方向性、評価の基準はということですが、昨年11月から本年9月までの間、利用者アンケートや可能な限り、フルデマンドに近い運行の試走を行い、また新たに貨客混載といったことの実用化が見込まれるかどうかといったことを検証しながら、9月以降の方向性をどうするか判断していきたいというふうに考えております。

したがって、現時点ではその方向性はまだ決まっておりませんが、試走運行に対する評価基準としましては、利用者をどこまでふやせるか、あるいは予約受付、配車システムの有効性、利用者アンケート等による料金体系の構築など、総合的に判断し、評価をしていきたいと考えているところでございます。

11ページ右側、庁舎管理諸経費、

令和2年度に屋上防水の経年劣化による改修工事を予定しております。令和3年度以降は大きな改修予定はございませんが、必要に応じて修繕等を行っていききたいと考えております。

13ページ左側、防犯対策事業、防犯カメラ関係ですが、昨年と本年の区長会におきまして設置基準などについてはご説明をさせていただいております。詳細

についても問合せがあった区長さんには、県や他の市町の事例を紹介させていただき助言を行っているところです。今後も助言等を行っていきたいと考えております。

また、予算作成前は5地区から相談がありまして、5地区という形で予算計上させていただいておりますが、現時点ではそれが4つ増えまして9地区からの問合せがございます。予算につきましては、今後、また補正等で対応させていただきたいと思っておりますけれども、公共施設につきましては令和2年度につきましては松岡B&Gにカメラを設置する予定をしているところでございます。

14ページの右側、交通安全対策事業、交通指導員につきましては区長会の際に地区の方からの推薦をお願いしております。1月の区長会でお願いしているところです。また、地区の会合とか、研修会するときにも指導員の募集を行っているところです。今後、さらに町の広報紙等でも募集を行いながら呼びかけていきたいというふうに考えております。

14ページ左側、高齢運転者安全装置設置補助金、広報永平寺4月号で再度周知を図っていくこととしたいと思っております。それ以降も時期を見ながら広報紙に掲載し、広く周知できるように努めていきたいと考えております。

また、広報紙以外では町内のガソリンスタンドにチラシを設置し、該当する方に配付をお願いしているところでございます。

また、令和2年3月上旬から国のほうが新たな補助制度により補助金交付が開始されることになりました。これに伴い、県の類似補助金ということで県の補助金が廃止になりますので、国と町の補助金により設置の推進をしていきたいというふうに考えております。

15ページ左側、防災対策事業、自家用発電機の設置関係ですが、防災対策の本部となります本庁舎や町内の指定避難所等の施設は30施設ありますが、そのうち既に5施設が設置済みでございます。令和2年度につきましては吉野小学校、志比南幼稚園に整備していきたいというふうに考えております。

15ページ左側の空き家解体及び撤去に対する補助につきましてはですが、令和2年度は老朽空き家解体が5件、準老朽空き家解体が1件ということで要求させていただいております。

対象となる空き家につきましては、建設課のほうで調査しました空き家の総件数のうち、40件につきまして実際の申請時に空き家の破損状況を調査しまして、町の空き家等対策検討委員会で承認を得た物件を補助金交付の対象としていき

いと考えております。

同じく、防災対策事業の防災スカーフでございます。防災スカーフにつきましては、災害援助活動等において、外見では分からなくても援助や配慮を必要としている方に配付するものでございまして、次回の区長会、6月頃に予定している区長会までに作成しまして、各地区の一時避難所にそれぞれ2枚から3枚程度配付させていただく計画でおります。

また、福祉保健課、社協さんなどと高齢者施設でも使用できるように連携を図っていきたいというふうに考えております。また、ヘルプマークと併せて普及させていただく予定でおります。

17ページ、18ページ、人件費関係ですけれども、令和2年度当初予算における特別職を除く一般会計に係る職員数につきましては、4月1日現在の見込みで、239名で対前年度9名の増、また一般会計における会計年度任用職員数は230名で、対前年度27名の増となります。この27名の増のうち、新しいところでは近助タクシーのドライバー12名がこの中に含まれております。

来年度以降の計画につきましては、総合的な収支のバランス等を勘案しまして事務事業の見直しや業務の効率化を図りながら、適切な人員配置に努めていきたいと考えているところでございます。

同じく、会計年度任用職員の件でございますが、令和2年度任用予定の職員のうち、146名が町内在住者でございます。今後、この会計年度任用職員数につきましては大幅な増加ということについては今のところ未定というか予定はありませんが、職員の定員管理とともに適切な人員配置に努めていく所存でございます。

あと、ページ数はありませんが、コロナウイルス対策ということで、現在、国及び県のほうから新型コロナウイルス感染症対策に伴います小中高、特別支援学校の臨時休業その他の事情により子どもさんの世話をを行う職員が当該世話をを行うため、勤務をしないことがやむを得ないと認められる場合は、人事院規則に基づき当分の間特別休暇として取り扱って差し支えないという通知を受けておりまして、これを受けまして本町としましても関係規則及び取扱い要綱に基づき常勤職員及び非常勤職員に対して特別休暇を付与することとしているところでございます。これによりまして、全ての職員が安心して休暇を取得し、また給与の補償に対応しているところでございます。

また、給食の食材等につきましては、現時点では仕入れ等の余剰により破棄と



かいったそういった損失が発生しているということは確認しておりません。また、今後の対応につきましては状況を見ながら変化に対応していきたいというふうに考えております。

なお、今年度の対応としましてマスク、消毒液や施設消毒用の防護対策服、除菌機など必要な物品につきましては予備費を充用させていただきながら、その予備費を充用させ執行する場合も納期等を十分確認しながら対応させていただきたいというふうに考えております。

次、人事に関しまして、女性幹部の登用ということですが、現在、女性の管理職は2名おります。管理職に登用するには課長級昇任試験、昇任候補者試験に合格し、合格者名簿への登載が必要となっております。現在、名簿登録者は16名で、そのうち7名が女性となっております。今後、その職のポストの数とか、男子職員等の登用の機会の調整にもよりますが、積極的に登用を図ってきたいというふうに考えているところでございます。

あと、主要事業関係で、山村先生の防災講演会の関係でございますが、講演をいただいた平成28年以降、各地区で防災訓練とか自主防災組織のリーダー研修会を実施し、防災力向上を図ってきているところでございます。

これに伴いまして、これから以後、北海道の胆振東部地震とか、東日本、豪雨災害、いろいろな災害がある中で、いつ起きてもおかしくない現状になっているところから、最近の災害状況から災害の備えを改めて学習し、町内の自主防災組織の強化を図ってきたいというふうに考えているところでございます。

なお、前回も同じようなことですが、やはり講師であります山村先生との調整の中で録音、録画といったことについては十分気をつけていきたいと思っておりますし、先生の意向を確認していきたいというふうに考えております。

あんどんで確保した発電機はどうなっているのかということですが、旧松岡町時代のあんどん山車の電源である発電機のことだと思っておりますが、九頭竜川の左岸側の山車倉庫のところに保管といたしますか、あるということで、必要があれば使用するといったような状況でございます。

総務課関係、以上でございます。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします。

まず、予算説明書5ページから13ページまでの通告者の質疑を許可します。  
質疑ありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） まず、私聞かせてもらった5ページのところの移譲事務の交付金というのがどういう形で決まってくるのかと内容がどうなのかということで、今現在、49事業のうち16ということで、これは例えば今年はどうやったからもらうかって、そういう予算だけじゃなくて、結果的に県のほうで年度末にしてくる、ただそれにするだけなのか、そこらあたりちょっと今49のうち16という形だったので、そこらのどういうふうに決められるというのか、相互間でどうしているのかというので聞きたかったのです。

それから、次の団体のところのこれの補助の見直し云々のところは、たしか監査のほうで監査委員さんのほうからもそういうふうな発言があって、今回見直されたのは交通安全母の会ですか、何かこれだけということで、あとその中の費用的なものとか、例えばその内容の精査、ある意味の補助対象の精査みたいなのはしているのか。要は内容によって、こんなこと言ったらあれですけど、慣例じゃないですけども、前回から30万やったから今年も30万やという見方なのか、そこらあたりちょっと大変かもしれませんが、その監査委員さんの精査せいという内容がどういう意味合いで取られてやられたのかというのをちょっと聞きたかったので質問させてもらいました。

それから、トイレのところはここに書いてある今回3か所ということだったのですが、これは今言いましたように、ちょっと聞きました3年計画で洋式にしていくということだったので、そこら辺りちょっとどうなっているんかというのを聞きたかったので、それでまた計画的にぜひ改善していただければというふうに思っています。

その中で、たしか志比塚の階段の云々も、階段の急なところがあって、志比塚の駅舎のところとか、あとバリアフリーのところでプラットフォーム上るのにちょっと少し障がいを持った方々の云々といのもあったかと思うのですが、そこら辺りもどうなっているんかついでに聞きたかったと思っています。

それから、メンタルヘルスのところについては、こういう形でやっておられるということで、今年度は17名ということで考えているということなので、ぜひともそこらあたりはいろんなところ配慮しながら運用を行っていただきたいというふうに思っています。

それから、研修のところです。これはある面では町長のほうも公民館を中心にしながらそれぞれの地域の自治会を含めてそういうところを立ち上げるということであるので、私はちょっと分かんないあれかもしれませんが、例えばこういう

ところの大きな方針があるのであれば、そこら辺りもある程度きちっと予算化してしまうという形もぼくいいのではないかなと思って、柔軟に対応していくことも必要ですけれども、そういうことも必要かなと思って、そこらあたりを確認させてもらおうと思って質問させていただきました。

それから、10ページの財源のところですが、これ今お聞きしましたら令和3年までは交付対象になって、その後はないということであれば、その都度、その意向はこのまんま2つ合わせた600万何がしのランニングコストがかかるということですかね。その設備費だけが600万だということなのか、またそれを入れたことによって、前もマイナンバーでいろんな設備を国が補助してくれましたが、最終的には後のランニングコストであるとか、ある面ではその更新であるとか、そういうものは全部地元負担というのですか、当該自治区が負担することになっていましたので、そこら辺りの計画的なものがどんなかということでお聞きしました。

それから、デマンドタクシー、今お聞きしました。なかなか9月以降ということについては、未定ということで、ぜひとも一般質問でもないですが、デマンドタクシーが一度動き出しますとそれをなくしてしまうというのはその地元の方々にとってみれば大変なことになるよと。だから、始めたら、ある面では引き返しができないじゃないかというふうに当初思いを質問もさせていただきました。

ぜひとも9月以降もどういう形で運営するかというのをやっぱりそう簡単に採算があれだからやらないというわけにいかないと思うので、そこら辺りを見ていただければというふうに思っています。

13ページまでですので、そこら辺りちょっとお願いします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） まず、移譲事務についてですけれども、一つ例を挙げますと、総務課関係で言いますと消費者行政関係で家庭用品品質表示の立入検査といったものがありまして、これ、各町内のお店にちゃんと品質表示きちんとされているかどうかというのを立入検査するわけですが、そういった件数、いろいろな事務が16ある中で、年度末にそういったいろいろな事務、どのぐらい実績がありますか。件数どのぐらい実施しましたかというのが県のほうから調査が入ってまいります。それに応じて県のほうでそれに対する移譲事務の交付金としてこっただけですよという形で県のほうから示されて交付金として受けているということです。各事業によって県のほうが年度末に実績調査をすると。それに基

づいて交付金を受けるという形でございます。

あと、団体補助金につきましては、今回、母の会を廃止させていただいたということですが、7月に監査委員事務局のほうから監査を受けまして、その報告書の中で今後見直し等の指摘を受けたものについては再度検討をして今回の予算に上げているということで、多少、見直しを行っているといえますか、経費を削ったとか、そういったことも検討しているということでございます。

トイレに関してですが、トイレというか志比塚の階段、バリアフリーということですが、これ、継続してえち鉄と協議しているところですが、志比塚の階段につきましてもかなり構造的にも難しい部分もあります。えち鉄の話の中で駅そのものを移転してしまうというような話になってくる可能性もあるといったことも含めまして、協議の途中ではございますけれども、なかなか現実的には厳しいものがございます。また引き続き協議していきたいというふうに考えております。

研修につきましては、今回、そういった先進自治体に研修に行くということで枠予算を持たせていただきました。今後、こういったことを継続する中で議員おっしゃるようなテーマを持ってするとか、そういったことも検討していきたいと思いますが、今回は柔軟に対応させていただきたいという思いもありまして、いろいろな事務事業を進めていく中であそこの自治体ちょっと見にいきたいといったときに即対応できるような形を取りたいということで、枠予算ということで柔軟に対応させていただきたいなというふうに考えております。

マイナンバーにつきましては、やはりそのシステムのランニングというのは今後かかってくると思いますけれども、これは整備にかかった費用を負担金として受けているという状況ですので、これは令和3年までですけど、後のランニングについてはまた来年度精査していきたいなというふうに思います。

デマンドタクシーにつきましては、やはりコミュニティバスとデマンドを近助タクシーと両方走らせていますけれども、どちらが最適化ということを十分利用状況とか、そのシステムとか料金体系を見ながら、十分精査しながら判断していきたいということを考えているところです。

以上です。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 先進地のこの職員の研修事業につきましては、職員が今取り組んでいる事業を先進地、要は先進に進んでいるところとか、また次の年に新し

いことにチャレンジした事業をやりたい、その研究のために行きたいとか、こう  
いったことでどんだん職員を派遣して学んできてもらいたいということ  
でこういった予算を持たせていただきました。これは人づくりの観点からこうい  
うふうに持たせた。研修とかそういったものはまた別の中で予算を持っています  
ので、これはあくまでもより現実的な事業に生かそうという、そういった予算に  
なっておりますので、ご理解のほどをよろしく申し上げます。

昨日、滝波議員が空き家のああいったのも、うちの町で空き家のそういったの  
も取り組んでいる中で一緒に勉強していこう、そういったのはどんだん使わせて  
いただきたい、こういう予算になっております。

○議長（江守 勲君） 2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ありがとうございます。ぜひともお願いしたい。

まず、今の研修のところといいますか、ぜひとも、それもあるのですが、例え  
ば町が今言うたように、例えば例を出しますと、今言う町が今の住民自治の  
ところ今まで公民館を主体にしながら云々という一つの大きな方針があるとするな  
らば、それで予算づけしてしまうということによってちょっとがんじがらめじゃ  
ないですけども、どうしてもそういう消化していかなあかんとなりますので、  
ある面では、私はその重点項目が柔軟に対応するところと重点項目もあったほう  
がいいのではないかという思いでさせてもらいました。

それから、デマンドタクシーのところは、どちらかにするかというより、私の  
考えですが、もうデマンドタクシーにせざるを得んのじゃないかというふうに私  
思っています。その見方としてね。それはちょっと個人的ですが、やはり一度そ  
ういうものをやってしまうとなかなかできないのでぜひお願いしたいなという  
ふうに思います。

もう一つ聞きたいなと思ったのですが。ごめんなさい。ちょっと忘れてしま  
いました。また。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 視察のこれにつきましては、どちらかという職員からの希  
望とか、公民館をやっている職員が、うちの町とよく似たこういう先進的な取組  
をやっている。誰かに言われてここに行ってくださいではなしに、こういったと  
ころに行きたい。ちょっとここを学びたいというふうなことで、それもまた職員  
の意欲とか、そういったものも見るいい機会にもなるかなと思っております。

ただ、しっかりと報告書とか、次の政策にどういうふうにかかすか。それはも

うより喫緊の事業についての先進地視察になりますので、より効果的な視察になるのかなとも思っております。

それと、デマンドにつきましては、今いろんな形で新しいM a a Sになるように進めていっております。今回、4月からより使いやすい形を進めていこうという話も聞いておまして、それがやはり9月以降までにある程度の方向性を出して、その時点でどちらにやるかというふうに判断していく。もちろん、今、これをやっている担当者は何としてでもこれを成功させよう、また地域の皆さんも一緒になって協力してやってくれていますので、何とかこれが持続可能なサービスになるように9月まで臨機応変に変えながらやっていく、そういった今努力をしているところですので。ただ、9月のときにちょっと判断をさせていただくということになると思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） お願いいたします。

幾つか質問させていただいたのですが、2つほどお願いいたします。

一つは、職員の福利厚生ですけれども、ちょっとやっぱり民間も大分進めているのですよ、職員の自分のところの従業員の健康管理というのは。一般質問でも言いましたけれども、私のお付き合いしている民間企業の方はいつもスマホを持っていますので、それで一日1万歩を何歩いたかというのを全従業員で競わせて、そして今日は誰が何番目やったとかっていうふうに見えるようにしてやっているということとかをやっていますので、かなり民間進んでいますので、ぜひ何かそんなことを取り入れていただいたらなと思います。

例えば多分、今はやっているんかどうか分かりませんが、ノーカーデーとかというのはやっているだろうと思いますけれども、そんなことも取り入れながら。

それとあと、有休休暇6日はやっぱり少ないと思うのですよ。今特に若い職員なんかは何選ぶかといったらかなり職種で選ぶというのはあるのですけれども、その福利厚生も含めて働きやすいところというところを考えていますので、ぜひふやすような努力をしてもらえたらなと思います。

また民間の話言いますけれども、必ず交代交代で1週間取りなさいよというふうに交互にやっているところもありますので、ぜひそういうようなことも考えていただいたらなと思っております。

それともう一つは、防犯カメラのところですが、要は区長会でこんな規

定をという見本を示していただいて、これは各自治体で規定をつくってくださいよというようなことを言っているのだということと考えればいいですよということと、あと公共施設ではないですけどもたくさん人が集まるところ、例えばえち鉄の駅とかっていうところぐらいとか、あとスーパーマーケットとか、郵便局とか、金融機関とかっていうところは、それぞれ設置はその事業所でやっているということと考えればいいですよ。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 健康管理という面で、今議員おっしゃったノーマイカーデーは毎週金曜日ということで設定してやっております。また、県のそういったノーマイカーデーに関する事業にも参加している職員もおります。健康管理については今後も引き続きやっていきたいと思っております。

あと、有給休暇につきましては、先ほどの時間の中に特別休暇は含まれておりませんので、それにしてもできるだけ例年のゴールデンウィークの前後とか、そういった休みやすい時期に交代で休むというようなことも引き続き推進していきたいなというふうに考えております。

また、防犯カメラの管理規程につきましては、設置する、管理が自治会になりますので自治会で独自の管理規程をつくっていただくということですが、それについてはなかなかこちらも見本とか、そういった形で助言をさせていただいてお手伝いをさせていただきたいというふうに考えております。

また、えち鉄の駅とか、そういったところの防犯カメラ、えち鉄の駅舎の中には当然えち鉄がつけていると思いますけれども、外向きといいますか、町道のほうに向かってといいますか、公共施設から中じゃなくて道路のほうを見渡すような形の防犯カメラというのは行政のほうからつけていきたいなというふうに思いますけれども、来年度はB&Gを計画しているということで、順次、そういった計画をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） もう1点だけ。今の防犯カメラの管理規程ですか、分けたというのでぜひ見本1枚見せてもらいたい。分けてないですか。

特にプライバシーのこと気になるのですけれども、町も設置しているということで、そういうときには、要は誰か宛てに、どういう方に請求されたときに見てもいいとか、誰がどこまでの範囲で見てもいいとか、公開してもいいとかという

のは何かあるのですか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 逆に言うと、そういったことを自治会の中で話をさせていただいて決めていただくということになると思うのですけれども。一応一般的にこういうものというのがありますので、そういったものを参考にさせていただくということになるのかなと思いますし、まずは防犯カメラ設置を申請していただく際には地区の中で防犯カメラを設置するための合意を取っていただくというのがどうしてもやっぱり今議員おっしゃったようにプライバシーの問題なんかで地区の合意を取っていただくということが必要になってきますので、その中でどこまで公開してもいいとか、基本的にはいろんな事件とか、そういったことで費必要性があったときに、そういう捜査当局から依頼があったときにということになるんかと思いますけれども、その辺も含めて地区の中で協議していただくということになると思います。

永平寺町につきましては、例えば役場の周囲に勝手口とかいろいろありますけれども、例えば交通事故が起きて警察が見せてほしいと言ったときとか、例えば行方不明者というか、ちょっと夜になっても帰ってこない。どうもこちらのほうへ歩いてきたということでこの辺歩いていないかということで警察のほうからその画像を見せてくれとか、そういった申請をしていただいて公開しているということです。文書で申請をしていただいて、こちらでも画像を公開しているという状況です。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） ちょっと余談になるかも分かりません。町内はそんなことではなくて、例えばごみでない日にごみを置いていく人がいると。そこに防犯カメラがあったらそれが誰までが見てもいいかということとかということを決めな、何かそれが近所の誰々さんやとば一っと広まって大変なことになるとかって、それは悪いことしているのがあかんのですけれども、そんなことも心配やなと思いますので、ぜひご指導をいただけたらなと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この事業を始める前にやっぱり一つ一番大きな問題だったのが、区としてはカメラをつけるのはオーケー、防犯。ただ、それをつけてみたら、よその県であったのが、自分の家の前が常に映っている、玄関が。これで誰かに見られているようだから反対だからということで補助金を返還したという事例が



県外でありました。それ結構大きい何百万という補助金だったのですが、そういったのがありましたので、町としては区の中でそういった事例もありますので、ちゃんと合意を取った中でやってくださいというのもありましたし、また違う使い方、この前ちょっと一般質問でもありましたけど、ごみを山の中に捨てる、困っているので、その入り口のところに防犯カメラをつけるのはどうかとかというの、そういうのも区の中で話し合っていて。

ただ、じゃ、ごみが捨ててあって、警察立会いの下、見るとか、そういったのもまた区の中で決めておくということが大事かなと思っていますので、そういったのはしっかりと伝えていきたいなと思っています。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 今のその防犯カメラいろいろと設置基準とか情報の取扱いあるかと思うのですけれども、自治会単位で対象にして防犯カメラ設置、これ、最終的にはどれくらいの数があつて、どれくらいの年度がかかるかという、その中期的な見通しというのはどうなのかということ。

それからもう一つ、公共施設、それから公道の防犯カメラの設置というのもあるのですけれども、これも一体想定できるのはこれくらいの数で、これを全てやろうと思うと、例えば5年かかるのか、そういった中期計画というのはお持ちじゃないかなと思うのですけれども、それを一つ確認したいと思います。

それから、予算の金額は少ないのですけれども、路線バスの利用者の定期券購入補助、10%補助というのは分かりましたけれども、これ予算で何人という見積もりをされているのかという具体的な数字教えてください。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 防犯カメラにつきましては、原則、来年度設置したいということであれば、前年度の10月、11月、予算要求時期までに申請していただいて、設置するということで、先ほど申しましたように、やっぱり地区の合意とかいろいろプライバシーの問題がありますので、こちらから各地区に何台つけるとかということではなくて、やっぱり地区のほうから申請していただいて、それに基づいて予算化をさせていただくという形になってくると思います。

また、公共関係につきましては、集落と集落の間とか、公共施設等々もありますので、きちっと何十か所とか、そういう台数の計画というのは正直ありませんけれども、計画的にやっていきたいなと思います。

あと、えち鉄の件につきましては2件でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） すいません。2点質問出させていただいております。まず地域コミュニティバスの無料パス券のことですけれども、これ、お電話で問合せいただいたら即日郵送ということも行っているということで、大変すばらしい取組だと思いますけれども、ちらっと医療関係のほうでマイナンバーカード、を令和3年か4年かあれですね、保険証と一緒になるということを知りまして、そうやってくるとまたちょっとデザインも変わってきて、高齢者であるとかちょっと分かりやすくなるのかなと思ったもので。

あとちょっと、もしそういう流れになるのであればご検討もいただけるのかなと思って書かせていただいたものです。もしそういう話聞いてればお願いしますということで。

あともう一点のほうですけれども、ふるさと納税のほうですが、体験型返礼品、どのようなものということで燈籠ながし・棧敷席、柏樹閑座禅体験のほかに、笑来の宿泊ということで拡充されるというご回答だったのですけれども、まだちょっとふるさと納税でもう少し発想力勝負のところがあるのでラインナップとしてまだ少し貧困だなというふうには聞いていたのですけれども、例えばクラウドファンディング型のふるさと納税にするとかという取組もあったりして、坂井市さんなんかもそういうのされているのですけれども、そういったことができないのか。

例えば禅の里の植樹活動にご協力くださいとか、そういったことですね。それですとか、地区の中で取り組まれているような団体さんのシェアリングエコノミーに入ってきていないようなものですね。例えば門前の花まつりの涅槃だんごを一緒に作りませんかとか、例えば絵貼りを体験しませんかとか、永平寺の裏の愛宕山の森林整備一緒にしませんかとか、最近、間伐体験しませんかというのも人気らしいですね。木の皮めくるとすぐ間伐ができるというのが人気らしいです。あとはカヌー体験しませんかとか、そういったのを永平寺町内の資源をもっと有効に活用するようなことってできないでしょうか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） マイナンバーカードにつきましては、議員からの提案のとおり、今後、保険証になるということでどんどん町内に普及してきて、普及率

というか交付率がどんどん上がってくれば、その中でまた考え方も変わってくる  
とは思いますが。

ただ、現状、高齢者の方の色が変わるとか、そういうふうになるとかというのは  
全く分かっていませんので、その辺は具体性というか、具体になってきた時点で  
また検討したいなと思います。

あと、ふるさと納税のクラウドファンディングにつきましても、どういった事業  
を仕立てるかということが大変重要になってくると思いますので、当然、今お  
っしゃった、提案いただいたような形にしても、やっぱりそれを実際にやりたい  
という相手方がいらっしゃいますし、それを幾らぐらいの事業費で設計するの  
かといったこともございますので、十分また検討が必要かなと思いますが、有効な  
手段であるとは思いますが。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 私もずっと主要事業なんか含めて質問書いているということ  
で、ちょっとここに出てないこともありますけど。

一つは、具体的に職員の研修先を僕は書きました。ぜひ行ってほしいというの  
は、島根県の飯南町の中山間研修センターですけど、宿泊研修センターになって  
います。特に中山間地域の全ての課題に対応する研究をやっていますね。これは  
中国地方全般が活用する施設だって聞いています。だから、島根県だけではない  
です。

何かちょっと中国地方で特徴ある取組をやっている町の取組の仕掛人の多くが  
ここだということで、人口減対策、減らすための対策じゃない、人口減防止対策  
でもやっぱり分析の仕方から、その地域の人たちをどう乗せていくかということ  
も含めて職員が身につけられるように、そういうリーダー養成の機関だと聞いて  
いますので、活用の仕方によっては。福井県なんかも自治研修センターってある  
のですが、ちょっとそれとは違って、もう少し深刻な地域でのいろんな研究をや  
ってきた。ここに大学の先生なんかやっぱりきちっと配置されていたという話。

現に視察に行ったときにこういう施設って県なんかから削減の対象に予算なん  
かならないかというふうに聞いたら、それはなかったですということを言ってい  
ました。要するに、安心してそういう研究に携われるということがかなめになる  
ので、僕は地域づくり、これからの課題対応には非常にいいので、1泊2日とか  
いうのでなしに、やっぱり1週間なら1週間ぐらい研修に行くつもりで行けば

いいんではないかなと思っています。ぜひ派遣してほしいと思います。

もう一点は、ストレスチェックの問題です。具体的に書きました、ここに。

次のページの人事に書いたのですが、庁内に病欠の人がやっぱりいらっしゃるわけですね。そんなのは議会にも報告はないのですが、いろんな職員の状況に対する課題も、対応もあると思います。そういう人たちを生まないためにどうするかということが、子どものDV関係への職員の対応の問題からいろんな問題がありました。それ以降、やっぱり職員もストレスを抱えているのではないかというのは僕ら常に思っていますし、それらにどう対応していくかということをやったり報告もないし、ちょっとしたどうなんかなという状況もやっぱり言えない状況があるのですね。

今滝波さんなんかもほかのところでは健康増進のためにいろんな対策をやっていると。具体的に取り組んでいると。もっと進んでいるよという提起案もあったのですが、その辺町としてどうなんかなということをもう少しやっぱり示してほしいなと私は思っています。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 職員研修につきましては、一つの島根県の飯南町ですか、中山間センターですね。そういったところも一つの研修、先進地視察先として候補としてはあると思いますけれども、やはり職員として職員がそういうところ行きたい、いろんなところを見ていきたいという意欲のある職員をまず募りまして、その職員がどこへ行きたいかということをややはり主眼に置いてやってみたいなというふうに思っています。

あと、ストレスチェック、ストレスの件ですけれども、健康診断でストレスチェックをして、そのストレスチェックをしたときにその結果を当然本人にお返しします。その中でいろいろ結果も分かってくる。また、日常の業務の中でそういった悩み事があるときにはメンタルヘルスで専門の先生に相談をしていただくというような体制を取っているところです。

残念ながら、休む、休養に入ってしまうというような場合にも定期的に面談をさせていただいて、健康状態とかいろいろ確認させていただいて、復帰に向けたプログラムを進めていく中で、本人のいろいろな状況も確認させていただいて、ケアしているという状況ですので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） ちょっとストレスチェックのことだけ言いますけど、メンタ

ルヘルスも含めてですが、先生方、聞いていると、たしか4割近くの人が何らかの形で病院に関わったことがあるということを聞いています。それくらい大変なことを抱えているというのが言われて、今働き改革って、それは逆行しているのでないかなと思わんでもないやり方ですけども、何か取り組もうとしている。役場の職員にもそういうことはないのかということも含めて、働き方改革も含めてどうしていくのかということを考えていかんといけんので、できたらそれはもう少し議会にも見えるようにしていただくとありがたいかなと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この有休とか、休暇、これは本当に何とか取ろうというふうにしております。この行政の仕事、例えば火事があったり、選挙があったり、災害が来たりとか、いろいろなそういったせざるえ得ない仕事というのもある中で、日常、職員がどういうふうに効率よく、そして休みを取って1日8時間で終わるかということを考えてみて。一つが、会計年度職員でサポートをしていただいたり、職員の数で調整するというのもありますし、もう一つ、やっぱり根本的に一人一人が、今町では会議の時間も短くしようとか、今日も総務課と財政が入っていますが、今まででしたら順番でずっと次の次の課まで入っていたのですが、議長にお願いして休憩を入れていただいて入れ替わる、その間は町民のための仕事をしてもらうとか、私もいろいろ移動するときも、なるべく職員に運転をしてもらわずに自分で行くようにちょっと心がけたりしております。

そういうふうにとちょっとずつしていくことによって無駄をなくすといえますか、効率よくする。ただ、効率よく、効率よくってやっていきますと、今度時間に追われてまた大変になってくるところもありますので、先ほど滝波議員がおっしゃった運動であったり、ちょっと息抜きのタイムであったり、そういったものも取れるような体制をやっぱり取っていきたいと思うのですが、いかんせん、突発的なこともありまして、議会対応というのもあり、別に決して議会がその原因だと言っているのではありませんが、そういった急な対応であったり、そういったものもありますので、民間とちょっと違うところがあるのもご理解をいただきたい。ただ、しっかりといろんな角度で取り組んでいっているのもご理解をいただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） もう最後ですけど、いわゆる働き方改革の問題ですけど、仕事が喜びになればいいですよ。地域づくり、やっぱり役場の職員の仕事につい

て、地域づくりが自分の喜びになるようなことをどう身につけていってもらおうか  
ということは、いろんな研修なんかもそうですが、いろんなやり方、おまえら知  
っていることあれば何か教えてくれということも含めて取り組んでいくことで、  
それになっていけばいいので、のべつ時間なしに仕事しろという意味ではないで  
すよ。ではないですけども、そうなるようにやっぱり地域でも役割果たしてい  
ただく。頼りにされることで力を得るということもありますので、そういうこと  
も含めてぜひ考えていっていただきたいと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 本当におっしゃるとおりであります。楽しいことが仕事にな  
ればそんなうれしいことはないと思います。

今回のこの研修につきましても、こちらからどこどこへ行ってくださいではな  
しに、職員からのここへ行きたい、ここでちょっと勉強して行きたいというのを  
メインでやっていきたいな。

そして、もちろん、先ほど金元さんの島根県のセンターの話も提案しますが、  
職員がそこに行きたくないのに私たちが行ってこいというのはちょっと実は違っ  
て、そういうのもある中でいよいよそこに職員が行かせてくれというふうになる  
ようにしていきたいなと思います。

一発目からそこへ行きたいという職員がいるかもしれませんが、そういうふう  
に職員の意思を大事に今回のこの研修はやっていきたいなと思っておりませ  
うで、ご理解よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

なければ次に、通告に関する関連質疑を認めます。

関連質疑ありませんか。

7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 7ページの右側でございますが、上田議員がいい切り口で捉  
えていただきまして、えち鉄のトイレの改善についてという質疑がございました。  
これは今回の予算には3か所、3駅が予定として上がっていますが。

この改善の金額ですね。これの予算は88万6,000円ですか、これの負担  
割合というのはあるのですか。どれくらいで負担というのは、えち鉄と自治体と  
の負担割合という意味ですけども。

それとか、この着手する、これはたしか3か年計画って言われたと思いますけ  
れども、確認をさせていただきますが、3か年計画であったらどこから着手する

ということについて行政といいますか、通過している自治体がえち鉄と協議する場はあるのか、お伺いします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） トイレの改修とか、えち鉄の工事費につきましては全額町費でございます。そういった環境整備については各自治体でということで、全額町費で行います。

3か年計画の中で、えち鉄と当然協議することもあります。今回、町としまして沿線の駅の環境整備という点で、将来的にいろんな交流人口とか、インバウンドということを考えますと、まず環境整備というところでトイレを改修したいという中で、今回はまず3か所を計画させていただいたということです。

来年度、令和3年度以降、観音町駅につきましても最初取り組むという形で話を進めていきましたが、どうしても駅舎そのものを触る必要があると。えち鉄の協議の中で駅舎そのものを触る必要があるといったお話もある中で、町としましても現地何回か見させていただいて、駅舎の外のほうにちょっとスペースもあるものですから、そういったところを活用できないかというお話も進めていく中でやはりもうちょっと時間が必要だということで、令和2年は見送ったという経緯がございます。そういったところで、沿線の永平寺町内のえち鉄の駅について3か年でそれぞれ必要な整備をしていきたいなというふうに考えているところです。

○議長（江守 勲君） 7番、奥野君。

○7番（奥野正司君） 着工順を選ばれたということはよく分かりました。

それから、改修については自治体が100%負担ということだそうですが。今おっしゃりました観音町駅につきましても、例えば利用者といいますか、町民が困っているお困り度が改善されれば、やってくれたなという喜び度も大きいのですよね。そう意味から言いますと、この上志比地区といいますか、東のほうから下りてこられた、それはそれでいいですが、例えばこの3つの駅の中で男女の区分もないという駅が1つあります。それから、ほかの2つについては、男性、女性は分かっているけれども、中で分かれる、扉はそれぞれついているというトイレのはずですわ。

観音町につきましても、申し上げたようにスペースがない。狭い場所に何か落ちそうなところがありまして、あそこも男女共用ですね。だから、異性の人がいると利用しにくい。そばへ寄れないという事情がありまして、駅舎の改築も含めてご検討いただくというのは非常にいいことだと思うのですけれども。

例えばぜひ早くしてほしいというのは、ご存じだと思いますけれども、町内のえち鉄の駅の中で一番利用者が多いのは、多分大まかですけれども、年間約20万人利用するのが観音町駅ですよね。その次が永平寺口駅ですから、16万か18万かそこいらです。次が松岡駅ですけどね。ですから、お困り度から言ったら観音町駅が、一番お困り度が高い。それから、改善していただけると喜びも大きい駅になるかなと思いますので、ぜひ駅舎の改築も含めて早急に直していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） この件につきまして、議会のほうからも常々言われておりました、早い段階で実は打合せに行っておりました。ただ、中のをこちら側改築させてもらえるかなという思いで行ったのですが、それはちょっと狭過ぎる。よりするにはホームの横にえち鉄の地面がちょっと下りたところにあります。そこからちょっと上げてフラットにして別棟という形でできないかというのを今やっています。どうしてもそれ、今年度というか、来年度の予算には間に合わなかったという現実があるのですが、確実に今進めてはいつておりますので、それで私も一番使われている駅というのもよく分かっていますし、昔ながらのトイレですぞという思いもあったのですが、またちょっと3年度にずれ込むというのだけご理解いただいて、一生懸命やっていますのでご理解よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 関連ですが、実はまたえち鉄の話ですが、去年の10月15日の資料だと思うのですが、えち鉄管内10駅ありまして、そのうち、昨年、ここえち鉄になってからの期間の中で最低乗降者数を示したのが5駅あるのですよね、11駅のうち。この3年見ますと7駅も年度で今までで最低の乗降者数を示しています。非常に年々下がってきているので、当初はよかったんですけども、非常に危惧するところですよ。ぜひ昔の話じゃないですけども、「乗って残そう」じゃないですけども、乗る運動をぜひしてほしいと思うのですが、何か今年考えているようなことありますか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 一つは、えち鉄サポータークラブというのがありまして、会員の増員といたしますか、会員募集に力を入れていきたいなということもあります。また、えち鉄サポーターズ会というか、その会そのものがいろんなイベント



なんかも企画している中で町もお手伝いをさせていただいているという現状ですが、けれども、そういったことで「乗って残そう」じゃないですけども、そういうえち鉄をサポートしていただくファンの方を増やしていきたいなというふうに考えております。

具体的に事業とかそういったものは計画しておりませんが、そういったサポーターズの会の会員をふやしていくということも地道ではありますけど続けていきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 5番、滝波君。

○5番（滝波登喜男君） 多分、この傾向は少子化も絡めて少なくなってくるのだろ  
うと思います。ぜひ力入れているんなこととか、昔は職員の県庁とかということ  
ろの出張はえち鉄使うというようなこともやっていました。それがいいのかどう  
かというのはあるのですけれども、ぜひそんなことも含めて何かいいことを考え  
て乗るような運動をぜひお願いいたします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 県庁出張なんかはえち鉄を使っていたかというの  
でも引き続きやっています。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか

なければ次に、14ページから18ページまでを行います。

先に通告者の質疑を許可いたします

12番、酒井秀和君。

○12番（酒井秀和君） お願いします。

14ページ右側の交通安全対策事業です。

私から、交通指導員増員に向けた対策はということでお話をさせていただいた  
のですが、よく交通指導員の方が今少ないですということでも年齢も重ねてらっし  
ゃるというふうなことを聞いております。私なりに何らか対策ができないものか  
なということでも考えたので、提案という形になるのですけれども、私今消防団員  
やっております、昨年の火事の時に出動させてもらったのですけれども、消防  
団員ということでも火元のところには行けないのです。実際やっていた作業とい  
うのは交通整理です。消防団員の方というのは意識があつて消防団員されています  
ので、そういった方に消防団員やめた後、交通指導員という形で町に貢献でき  
ると思われる方多いのではないかなと思いますので、ぜひ消防団員の中で希望者  
の方にそういう交通指導員の研修を受けさせていただきたいなというふうに提案

したいなと思って今回質問させていただきましたので、よろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） そういった形でのお声がけもやりながら、広報等でも募集しながら引き続きやっていきたいと思えます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） それでは、よろしくお願いします。

14ページからです。

高齢者運転のところ、今ほど聞きましたが、いろんな形で対応いただけるとうことでいいなと思えます。

私、もう一つ、これの対応の仕方として、長寿クラブであるとか、そういうようなところの働きかけも大変いいのではないかなと思えます。

それと、運転免許の講習ありますね。そういうときにもぜひとも対応。だから、PRの仕方によっては大分変わるのではないかと思えます。

30件の見込みだがというのは、今ほど国やいろんな助成が出てくるということもあるので、また増えたらぜひとも追加補正でお願いしたいと思えます。

それから、スカーフの件聞きまして、ありがとうございます。

お願いします。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 高齢運転者の安全装置設置につきましては、引き続き推進していきたいと思えます。町長のお話にもありましたように、広報紙で広報したときに、それを見て申請してきていただいたという方もいらっしゃいますので、できるだけいろんな形で広報しながら、こういうことをやっているということを知周知というか、お知らせしていきたいなと思えます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 指定避難所の非常用電源設備30か所が対象になるということで、既に5か所設置済み。令和2年に小学校と幼稚園に2か所ということで、合計7か所。残りの23か所の設置計画はいつ頃までに完了するのかという計画はお持ちですか。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 順次進めていくということで、何年後をめどにというの

は今持ち合わせておりませんが、施設そのものの状況を見ながらできるだけ早い時期に完了するような形で進めていきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） これにつきましては、計画どおりに今つくっているところですが、平時、何もないときにこの入れた機材を使っただけなのが大事ということです。ふだんから使っていることによって災害が来たときにスムーズに使える。

なぜこれ言うかといいますと、昔、各避難所にテレビを支給しました。最近、数年前から避難所開設とかいろいろやる中で、学校のどこにそのテレビがあるのか分からない学校もあれば、町からの支給のテレビはここだよねというのがあって、やはりこういったいろいろな形で支給しているものは、日常、毎日ではないですけど、何かの形で使ってほしいということを今お願いしております。

今回のこの2つは、一つの小学校はプールの清掃のときに電源を使って、今電源がないのでやって、それで使い方を学んで、またメンテナンスをして有事に備えようとか、南も南で何か理由があると思います。

そういったところから優先的に入れていこうというふうに思っておりますので、より効果的といいますか、せっかく入れるのであればしっかりと平時も有事も使える、そういったことで入れていこうと思っておりますので、またよろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 10番、川崎君。

○10番（川崎直文君） 設置に当たっていろんな要件があると思いますけれども、全体的に捉えて、やっぱり災害に強いまちづくりということですからしっかりといつ頃までに必要性のあるところは入れるのだよというのを前面に出していただいて、どんどん進めていかないかん事業じゃないかなと思います。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） しっかりと今申し上げた条件も常に各施設の皆さんに啓発をしながら、計画的に進めていきたいなというふうに思います。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

4番、金元君。

○4番（金元直栄君） 一つはコロナウイルス対策です。これは予備費で対応するとかっていう話やったのですが、具体的なところであんまり論議されてないなっと思っています。緊急のいろんな提案でもあって学校急いで休んでしまったとかと

いのですが、先ほど当分の間はそこで特別休暇にするとかっていうのは分かるのですが、例えば学校の休業に伴って学校給食なんかやめるとかいうことになります。

今日か昨日の新聞に、例えば牛乳の需要が一気に減るということで、余った牛乳は加工用に、バターとかチーズにするのに、チーズは新鮮でないといけないですが、バターにするのに回すということですけど、それがなかなかできない。外国から入ってくるものが想定されていますから。そんなことに対する補償とってというのはどうなるんかということで、学校給食の食材、現実的にはなかなか損失とかそんなのはあんまり見えないけどと言うけど、こういう機会にはきちっとやっぱり調べて対応したほうがいいと思います。

特に青物というのは、単に市場でどれだけ出せるかということもあるのですが、必要に応じて作付けをするというのが青物の主流やと思いますね。生物と違って。そこをきちっと位置づけてやっていかないとなかなか大変なところがあるのでないか。そういうのをどう対応していくんかというのを実際契約的な栽培もありますので、見てほしいというのが一つ。それは調べてください。

人事の問題では、女性幹部の登用。議員の中の一般質問にも男女共同参画のお話がありましたけど、若干報告はあったものの、具体的にどうするかというようなのはやっぱり、今、町長になってから当初1人とか2人とか女性の課長職もいらっしゃいましたけど、今は現実的にいないわけですから、やっぱり国もいろんな役場の中の諸事情はあると思いますよ。しかし、国も位置づけてきちっと登用していけど。単純にはいろんなところで3割以上はやっぱり確保せなあかんよということを言っているわけですから、それにどう応えていくのか。逆に言うと、それに応えられる職員をどう育てていくのかという問題もあります。

3つ目、防災の問題で山村さんの講演のやつですが、それまでの話でいろいろ当事者との話で対応していこうと思うということですが、防災というのは、僕は聞いた話は、もうとにかくみんなに伝えるというのが大事やと僕は思っていますね。それを著作権と言われると、それはちょっと違うのでないかと。

ここは譲ってだめなところやと僕は思いますわ。山村さんというのはほかの新聞、マスコミでも話されているけど、それを録音したらあかんとは言っていないですね。録音してはいけない部分があるとしたらどういうところということまで含めてやっているのなら分かりますよ。僕はやっぱりいかにもいい話を聞いたらそれをみんなに伝えるか、実践に生かすかということですから、そこはぜひ行政、公

がやる講演会ならなおのこと、そこは重視していただきたいなと思います。

ただ、いろんな具体的な対応のときに、最近はやりで言えば、男女の問題やら、ジェンダー問題というのですか、そういうこともあり得るので、そこは難しいところがありますけど、その辺はぜひ考えてほしいと思います。

非常用自家発電の問題で避難所へ自家発電とかいろんなことと言われたのですが、祭りのときのあんどんを旧松岡時代に作りました。そのときにもたしか発電機確保したんでなかったかと思いますね。芝原用水のあそこにある倉庫に入れてあると思うのですが、一部、リースもあったかしらんですけれども、十数台確保したんでなかったかなと思いますわ。

こんなこと言うとなあれですけど、今いろんな催しに使われているかどうか。また、何台町としてそういうフリーで動かせるやつを確保しているのか。これも備品として大事なことですからお聞きしたいと思います。

また、利用方法も考えているのなら示してほしいなと思いますが。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） コロナウイルス関連で給食の食材ということですが、現時点で確認したところ、もう既に仕入れというかストックしていて廃棄するというような食材は今のところないというふうに確認をしております。ただ、給食が休止になっていますのでその分収入減にはなるだろうとは思いますが、現時点ではそういう損失といいますか、そういったものを確認していないという状況です。

あと、人事に関しまして女性の登用、積極的に図っていきたいということです。どこの部署でどこのということにつきましては全体の配置の中で調整する必要があると思いますので、その辺は現時点では何とも言えませんけれども、積極的に図っていきたいというふうに思います。

あと、防災講習会につきましては、やはり講師であります山村所長のご意向といたしますか、それが一番になってきますので、どういった形でお伝えできるかということとはちょっと分かりませんが、一つは、当然、リーダーの方に聞いていただいて、リーダーが各地区で広めていただくというのも一つ方法ですし、当然、リーダー以外にも地区の方も聞きに来ていただくということも当然対象にしますので、今後また講師の方と相談していきたいと思います。

自家発電につきましては、先ほど言いました九頭竜川の左岸側の山車倉庫に可搬用の発電機が置いてあるということですが、それ以外にそういった非常

用の電源ということになりますと上志比地区にもよくイベントで使う照明付の小型の発電機があります。そういったものも活用しながら、非常時には使っていくということで今は考えているところです。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） コロナウイルスで仕入れ先がという話があって、今その確認はしているところですが、あるいは地元の永平寺町の民間業者さんがやっぱりこのコロナの影響でいろいろなことになっている。ちょっと大変になってきているということで、町では3月2日から商工会さんと金融と連携を取って運転資金の利子補給の拡充をして行っております。

今3件問合せが早速あったということで、結構いろいろなところで影響が出ているなというふうに思っています。

引き続きこういう経済、またやっていく中でいろいろなところに何らかの影響が出てくると思います。こういうような影響については町も速やかに柔軟に議会に相談をしながら対応していきたいなと思っておりますので、その辺のまたいろいろな情報とか、ここがちょっと大変になっているよとか、そういったのも伝えていただくと対応することができかなとも思いますので、これからまたいろいろご指導よろしくをお願いします。

○議長（江守 勲君） 4番、金元君。

○4番（金元直栄君） コロナウイルス対策ですけど、僕が言いたいのは、ちゃんと納入の予約、あれ一月間献立つくと思うのですが、先もって。そういうことで予約してあったものも含めてどうか。こっちの損失ではないのんです。生産者の損失をどう補うかというのが今の国の経済対策やと言っているわけでしょう。そこ大事なので。

例えばこれだけ人に動くなと言ったら、それは商売されている方は商店も含めて本当に大変ですよ。そのいろんなことで、それは利子補給だけでなしに、本当はもっとそういう人の収入、補填の対策もやってほしいということをやっぴり地方から上げるのだらうと思います。そこは十分考えて。

僕はやっぱり、例えば青物で言うとハウレンソウなんか出荷1週間遅れたらもうだめですから。売れないですよ。寒い日が続いているのにちょっと温度かけてやっているところでは、特に今年のようなときは伸び過ぎたらもうだめですから。そういうことも考えると、予約してあって契約栽培みたいになされている方々の損失まで見てきちっと請求するのはするということをやることが今度の緊急の対応

としては大事なんではないかなと。いわゆる我々の損害でないということちょつと頭に置いて取り上げてほしいと思います。

女性の幹部の登用については、総務課長が答弁するのではないのではないかなと僕は思うのですけど。町長の話ではないかなと思うのですが、人事の問題ですから。幹部系の人事は、ぜひ町長の発言も聞いておきたいなと。

防災の問題で言うと、それはやっぱりちゃんとライブというんか、録画で放映しますということを含めて最初にこっちからこういう条件でやりますのでというのを告知しておかないとそれは失礼にあたりますから。でも、防災の関係の講演ということになれば、それは著作権ということをもし言われるとしたら、それは一部の人たち対象の内容だと思います。そこはやっぱり本質をきちっと踏まえてほしいと思います。

発電機の話ですけど、実際何台あるのですかね。僕は、こういう機械って軽油やったって悪くなりますよね。腐るのですよ。寒いところでは凍りますよ。ここらはそんなこと今はなかなかないですけど。だから使って何ぼですから、ここ大事で、常に使っておかないと消防なんかも定期的にちゃんとポンプなんかは動かして稼働を確認するという作業をやっていきますけど、それはやっぱりあるのなら使うだけ使うと。それで更新せなあかんなら更新するということをやっていけばいいので、そこはぜひあるものはやっぱりこういう機会にどんどん使っていくと。使って訓練のつもりでやればいわけですから、ぜひそういうことをお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） まず、コロナの経済対策としては、永平寺町では町内の事業者さんに対して今行っております。例えばハウレンソウ、給食も県内のハウレンソウ農家、また県外のハウレンソウ農家、いろいろ範囲が広がる中で、農業だけではなしにいろんなところを国がどういうふうな経済対策、また県がどういうふうな対策を打つかというのをしっかりと見ていかなければいけないなというふうなふうに思っております。

それと、女性幹部の登用につきましては、意思、やっぱりその職員のそこにやりたいという、そこで責任を持ってやりたいという意思を大事にしたいなというふうに思っております。そういったことをしっかりと確認しながら、女性の登用を積極的に進めていきたいなというふうに思っております。

それと、山村氏につきましては、山村氏もいろんなところで講演をされていた

り、本を書かれていたり、そういう中でそこをビジネスにされているところもあります。やっぱりそういった方の著作権といいますか、こういったのはちょっとあるのかな。

山村先生とはいろいろなやり取りの中でお願いはしてみますが、やはり先生が持っている権利とか、そういったものは尊重していかなければいけないなと思います。

これは3年前に永平寺町に来たときには2回したのですが、千五、六百人の町民の方が聞きに来てくれました。今回は1回なので、体育館、別室に去年も映像で見てもらったのですが、また何とか多くの人に生のそういった声を聞いていただく啓発をしっかりとしていきたいなと思います。

ケーブルテレビで本来ですとその話流したいところですが、いろいろ権利の問題もありますし、今回、破格の値段で来てくれるというのもありますので、その辺はご理解いただきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 非常用電源ということで、発電機につきましては先ほど言いました上志比にあるのが3台ほどあったかと思います。今回入れるの2台につきましてもガソリンだけじゃなくて、ガスボンベを燃料として使えるといったハイブリッド式の発電機でもあります。そういった中で、永平寺町全体としまして保有する数あるいはその点検も含めながら、全体の数を把握していきながら整備を進めていきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） 18ページの会計年度任用の件でお聞きしたいと思います。

このこれは今年、令和2年度ということで令和元年度の関係で会計任用になったからの対比というのはちょっと見えないのであれですが、永平寺町ではないのですが、ほかのところの町の会計任用になって、ちょっとこれ確認はしてないのですが、例えば年間こんだけの給与体系がありました。会計任用になったら月々のところが手当が下がって、俗に言う期末の年末のそれがボーナスのところ上がって、トータル的には何も変わらないか、こんなんになったよとか。ちょっといいような、全てがあおのときには会計任用をすることによって給与面もいろんな改善されるというのを聞いていたのですが、そこら辺りがあり得ないとは思うのですけれども、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。



例えば今まで1人の方が年間300万円あったよと。会計任用、あの前にね。それが今、会計任用で契約したら300万は絶対確保しないと。あのときの話はそれより上がりますよという話だったので、そういうようなところが全てなっているのかどうかというのはこれでは見えないので、そこら辺りお聞きしたいということ。

それから、こここのところの学校給食のところがちよっとありました。この前の話の中で給食のところかどうしてもなかなか確保しにくいということで、人材派遣の話もちよっと出ていたかと思います。そうすると、この予算的なのは、これはあくまでもやはりその会計任用の今までの人の予算取っているので、例えばそれができなくなれば補正を組まなあかんと思いますが、そこら辺りのところがちよっと現状のものはどうなのかということになれば、そこら辺りの時間当たりのところがやっぱり変えざるを得んのじゃないかと思うので、そういうところもお聞かせいただきたいと思います。

それから、230名中146名が町内ということになっていました。やはりなるだけ町内で確保できるものは町内で確保お願いできたのか、そのほうがやはり町へ出ていく支出も含めて少ないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（江守 勲君） 総務課長。

○総務課長（平林竜一君） 会計年度任用職員の時間給とか、そういった点でございますけれども、基本的に前も説明しましたけれども、今の現給を保障しながら、それを下回ることはないという形で全て予算に上げていますので、現給を下回る、ボーナスというか、賞与も含めてそういうことはありません。

あと、会計年度任用職員の町内、町外のあれですけれども、決して町内を優先しているとか、町外を除外しているとかということではなくて、今現在の状況の中でそういうふうに単純に振り分けるとそういう数字ということですよ。

あと、給食調理員の確保につきましては、今回の広報紙にも挙げさせていただいていますけれども、引き続き募集をしているという段階で、今その応募があったかどうかというのは確認できていませんが、引き続き募集はしている状況です。

○議長（江守 勲君） ほかにありませんか。

通告質問に関する関連質問もありませんか。

暫時休憩いたします。

(午後 4時11分 休憩)

---

(午後 4時15分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

関連質疑ありませんか。

4番、金元君。

○4番(金元直栄君) 実は各地区にある防災の資機材倉庫ですけど、去年の訓練のときにうちの防災資機材倉庫が除雪のときに大分へこんだことがありました。それでどうなっているのかなと思って、僕らは開けられることはないですから、開けたのを見たら、中にあるものがひどいさびたり濡れたりしていたのがあったので。あんまりしっかりしたものでないですから、ほかのところも含めてやっぱり定期的に点検されて、特に雨の侵入なんかはないのかということの確認も一回したほうがいいのじゃないかなと率直に思いました。もうかなり雨が漏っているようなのがあって、うちのところは。ほかのところなんかやっぱり僕ら知らんもので。——いやいや、学校の横に置いてあるやつ。町のやつやと思うのです。だから、除雪のときにかなり大きく変形していました。

ほかのところでそういうものを含めてなかったのか、やっぱりきちっと見ておいたほうが中に入っているものは傷みが違うのどと思って。

○議長(江守 勲君) 河合町長。

○町長(河合永充君) 貴重なご提言ありがとうございます。

大事なことです、しっかり管理してまいります。また、よろしくお願ひします。

○議長(江守 勲君) ほかありませんか。

暫時休憩いたします。

(午後 4時17分 休憩)

---

(午後 4時20分 再開)

○議長(江守 勲君) 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、財政課関係、一般会計予算説明書19ページから22ページを行います。通告の回答を含めての補足説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(川上昇司君) それでは、お答えをさせていただきます。

最初に、酒井和美議員さんのほうから全体にという質問の中に、食糧費を合計したら云々という質問がございましたので、それから説明をさせていただきます。

令和2年度の当初予算における食糧費は、一般会計で256万6,000円、国民健康保険事業特別会計で3,000円、介護保険特別会計で3万2,000円、町立在宅訪問診療所特別会計で4,000円、土地開発事業特別会計1万2,000円で、合計261万7,000円を計上してございます。

まず、予算要求の際の積算基準といたしまして、事業執行上、必要最小限とし、新規に会議等で昼食または夕食として弁当等を支給する事業については、任意洋式の理由書を添付することとし、予算編成方針上で示しております。査定時においてもその積算基準に基づいた確認を必ず行っております。

食糧費の主な部分を占める飲み物についても、その単価は紙パックのお茶で80円、500ミリリットルのペットボトルで120円、それぞれ消費税込みと明確にしてございます。

続きまして、補助金内で計上した食料品の金額についてでございますが、事業補助であれ、団体補助であれ、補助金とは町が公益上必要と思われるものに対価なく支出するもので、一般的に事業費の一部を賄うものと認識しております。その場合、支出側でのお茶代に相当する補助金額を算出するようなことはしておりませんので、その額は不明でございます。何とぞご了承願いたいと思います。

次に、上田議員さんの質問でございます。元金償還額の増加の要因と今後の推移ということでございます。公債費におきまして地方債の発行に伴う元金の償還額でございますが、8億2,344万9,000円で、前年度と比較しまして6,603万8,000円の増、率にして8.7%の増となっております。

要因としましては、松岡中学校武道場新築工事、ふるさと創造プロジェクト事業——えい坊館整備ですね、観光まちなみ魅力アップ事業等の既往債の据置き期間が終了し、元金償還が始まることなどによるものでございます。

今後の推移計画でございますが、既往債の令和元年度期首残高は93億17万980円、約93億円で、年間の元利償還額は約8億円となっております。既往債のみで考えましても平成30年度借入分7億2,700万の元金償還が始まる令和4年度には年間償還額が9億円を超えます。各事業に基づいてこれからも新規借入れを続けていくこととなりますが、未償還残高をこれ以上ふやさないためにも年間借入額を平成30年度借入額以下に抑えていけたらと考えており、令和4年度以降は順に減額となっていく見込みでございます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 今の償還の補足として、合併特例債を今使用しておりまして、最近の記載につきましては7割、実質六十数%は普通交付税で返ってきています。それは間違いなく毎年の交付税の中に組み込まれております。

その中で、実質公債費比率、それも勘案されますので安定した実質公債費比率になっています。ただ、今ほど財政課長申し上げましたとおり、これから合併特例債があるからとか、そういうのではなしに、しっかりとした起債計画の中で毎年6億円を一つの基準にこれから進めていこうというふうなことになるので、またご理解をよろしくお願いします。

○議長（江守 勲君） これより質疑を許可いたします  
通告者の質疑を許可します。

2番、上田君。

○2番（上田 誠君） ありがとうございます。

今ほどご説明いただきましたし、あと今ほど町長の補足で年間6億をある面では超えないような起債で運営すれば、令和4年以降についてはそれが還元のほうに進むというふうにお聞きしました。

やはりいろんな形で今までのいろんな町の財源のあれ見ると、今後、そういう増えないということになれば、当然、普通のいろんな工事とか、町のそういうものに対しての予算が組めないという形になりますので、ぜひともそこらあたりはきちっと見ていただきたいと思いますし、大抵課長も年度半ば頃でしたか、その起債のあれの償還のやつ表も出していただいています。定期的にこちらもいろんな形でお願いしたいと思いますので、また見せていただきたいのと。

あと、今度、見直しのやつはいつ頃出るのか。何かあれの……これは財政課じゃなかったね、あっちのほうやね。

町の財政のところの見通しの……、財政課やね、やっぱりね。その中期のそれのやつもある面では今回新しく会計を組みましたので、現在のそれよりか変更があるんならばそれを適時にきちっとご報告いただきたいということで、それをお願いしたいと思います。

○議長（江守 勲君） 財政課長。

○財政課長（川上昇司君） 今ほどお話しいただいた中にもご紹介いただきましたけれども、年度途中の10月を目途に毎年中期財政計画の見直しと、あと起債の償

還の今後の見通しについて、全協の時間をいただきながら説明をさせていただいていることでもあります。

また、決算時のときにも議員諸氏から起債に対する考え方についてのご質問もいただいております。そのときにも丁寧な説明を心がけておりますので、よろしく願いをいたします。

なお、実質、公債比率につきましては平成19年で19%であったものが、平成30年度では7.9%と心がけておりますので、その点をご紹介させていただきます。

以上でございます。

○議長（江守 勲君） ほかありませんか。

11番、酒井和美君。

○11番（酒井和美君） ありがとうございます。

全体に対する食糧費についての質問でご回答いただいて、ありがとうございます。

こちらの質問をさせていただきました趣旨としまして、一応会議のお茶があるということで口を湿らせたり、会議を円滑にしたりとか、そういう団体への社会参加への士気低下を防ぐとか、そういったことはあると思うのですけれども、その中で今の若い人たちの社会参加というの、これからの社会参加を考えていったときに今の若い20代、30代の人たちは全然価値観が逆になっていて、こういったお茶が会議の場に置かれているとかえって士気が低下してしまうのではないかなというおそれを思っているのですね。ある程度の段階で意識調査なり、ヒアリングをしながら監査のときでもコミュニケーションを取りながら、そういったものを今後どうしていくかという場を持っていただけないかなと思ってちょっと質問させていただいたのですけれども。私、大学生の子たちを雇っていて、お店で、20代の子とかなんですけれども、みんなペットボトルの使ったものというのを繰り返し自分でお茶を入れて、それを常に持ち歩いているというような生活をしているのですけれども、新しく買ったジュースなんかを持ってくるというのはほとんどないのですよ。そういった状況を見ていて、みんなそういうことをされている。別に苦学生だからとか、奨学金抱えて苦しい子もそうしているし、会社の社長さんの息子さんもそういうことをしている。一定の皆さんの年代の中でそういったことが普通になっているのだなと思いますね。そのエコロジーとかエコノミーという意識が物すごく定着している不況の時代を過ごしてきていて自然

災害にも多く見舞われていて、そういうCO<sub>2</sub>対策とかにも真剣に取り組んでいることの表れとして今の若い子たちというのはペットボトルのお茶という姿を見るとそれに反していると感じているなって感じていますね。

そういった子たちが社会参加してきたときにがっかりしないようにしてほしいなと思います。今すぐにといいことではないのですけれども、ちょっとそういうお話しする機会があったら、もしよかったらという意味で質問させていただいたのですが。

やはりこの256万6,000円の一般会計の中での支出はそうやって計算していただいたのですが、単純にこれが単価100円のペットボトルで換算すると2万5,000本のペットボトルになる。その分がプラスチックごみになるということにもつながる。ごみ削減ということもちょっと考えていただきたいと思って質問させていただきました。

○議長（江守 勲君） 河合町長。

○町長（河合永充君） 町も、こうやって質問いただいて、ああ、250万というのも改めて思いました。

町もいろいろな会議に参加していただいて、お茶でまた喉を潤して、いろいろ発言をしていただく、せっかく会議に来ていただいたというおもてなしのお茶ですけど、そういった気持ちもずっとあったのかな。

今いろいろなまた次の世代、若い世代のご意見をお聞きしまして、例えば今机の上に全部並べてありますが、まずは受付でお茶を欲しい方はここから持って行ってください。また、自分のマイボトルで来られる方は自分でやってくださいというふうな取組も必要かなと思って。まずそういったところから始めさせていただいて、その中で先輩方が何でこういうやり方するのって。いや、実はエコロジーとか、こういった観点でそういうふうにやらせてもらっていますというのをそこでちょっとお知らせしながらやっていくのも一つかなと思いますので、またそういう前向きな取組もさせていただきたいなと思います。

○議長（江守 勲君） 次に、通告質問に関する関連質疑を認めます。

質疑ありませんか。

暫時休憩いたします。

（午後 4時33分 休憩）

---

（午後 4時34分 再開）

○議長（江守 勲君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りします。

ただいま議案第6号、令和2年度永平寺町一般会計予算の審議の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（江守 勲君） 異議なしと認めます。

本日はこれをもって延会することに決定しました。

本日はこれをもって延会します。

なお、明日3月5日は午前9時より本会議を開きますので、ご参集のほどよろしく申し上げます。

本日はどうもご苦労さまでした。

（午後 4時35分 延会）